

神 監 2 第 59 号
令和 4 年 2 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市監査委員	細	川	明	子
同	藤	原	武	光
同	山	本	嘉	彦
同	山	口	由	美

須磨区における選挙公報の未配布に係る監査結果について（通知）

令和 3 年 12 月 20 日付神行行第 6 5 1 号にて提出されました標記の監査要求について、地方自治法第 199 条第 6 項の規定に基づいて監査した結果を次のとおり通知します。

須磨区における選挙公報の未配布に係る監査報告書

第1 市長要求の要旨

神戸市長から令和3年12月20日付けをもって受け付けた監査要求書（別紙1）により次の要求があった。

1 監査を求める事項

神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会により管理執行された、須磨区における兵庫県知事選挙（令和3年7月18日執行）並びに神戸市長選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（令和3年10月31日執行）についての選挙公報の配布業務に係る、次の各号に掲げる事項

(1) 委託に関する事項

- ア 事業者選定手続き及び契約額の適否
- イ 仕様書に基づく配布計画の確認方法の適否
- ウ 配布業務の履行中及び完了時の報告方法及び内容の適否

(2) 行政内部の事務執行に関する事項

- ア 各選挙管理委員会事務局内における、上司への報告等、情報共有の方法及び内容の適否
- イ 複数件の未配布の連絡を受けた際の対応（調査の未実施等）の適否

2 監査を必要とする理由

上記各選挙において、須磨区内で極めて多数の選挙公報の未配布があったことについて、公職選挙法第170条の規定に反する事態の重要性及び重大性並びに市及び須磨区選挙管理委員会の独立性に鑑み、公正な第三者としての監査委員による原因の検証が必要かつ妥当であると判断するため、本監査を要求するものである。

3 監査の方法その他

監査にあたっては、専門的な見地での監査を行うことにより、事実の解明と原因の究明をするとともに、今後の再発防止のために必要な措置についての検討をお願いしたい。

第2 監査の実施

1 監査の対象

地方自治法第199条第6項には、監査委員は、当該普通地方公共団体の長から当該普通地方公共団体の事務の執行に関し監査の要求があったときは、その要求に係る事項について監査をしなければならないと規定されている。

市長の要求に基づき、令和3年度の事務処理を対象とし、必要に応じて令和3年度以前の事務処理も対象とする。

2 主な監査項目と着眼点

要求書の監査を求める事項から、委託に関する事務及び行政内部の事務執行の適否を、主な監査

項目とする。

また、(1)契約手続き等が法令や規則に則って適正に行われているか、(2)組織の情報共有のあり方を始めとする内部統制体制が構築されているか、を着眼点とする。

さらに事実の解明をしていく中で原因の究明をするとともに、今後の再発防止のために必要な措置について検討していく。

3 監査の方法

監査にあたっては、神戸市選挙管理委員会事務局及び須磨区選挙管理委員会事務局の関係職員からの事情聴取を実施するとともに、関係書類等の提出を求め調査した。また、法律的な視点からの審査については弁護士への相談により行った。

第3 監査の結果

以下の記述のうち組織名について、兵庫県選挙管理委員会は「県委員会」、神戸市選挙管理委員会は「市委員会」、区選挙管理委員会は「区委員会」、須磨区選挙管理委員会は「須磨区委員会」、神戸市選挙管理委員会事務局は「市事務局」、区選挙管理委員会事務局は「区事務局」、須磨区選挙管理委員会事務局は「須磨区事務局」とする。

選挙名について、兵庫県知事選挙は「知事選」、神戸市長選挙は「市長選」、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査は「衆院選等」、参議院議員通常選挙は「参院選」とする。

なお、最高裁判所裁判官国民審査法に基づく国民審査における「審査公報」については、「選挙公報」の記載に読み替えることとし、表記しない。

1 選挙執行体制及び事務分掌、並びに選挙公報配布業務の概要等

(1) 選挙の概要

ア 第20回兵庫県知事選挙（令和3年7月18日執行）

知事の任期が令和3年7月31日に満了のため、公職選挙法（以下「公選法」という。）第33条第1項の規定により、県委員会が令和3年3月4日の県定例委員会において、選挙期日を同年7月18日と決定し、併せて日程発表を行った。

県委員会は、告示日である7月1日に立候補届出の受付を行い、候補者5名の立候補届出を受理した。

7月18日に県内の各開票区において開票を行い、7月20日選挙会において、最多得票数の齋藤元彦氏を当選人と決定した。

イ 第20回神戸市長選挙（令和3年10月31日執行）

市長の任期が令和3年11月19日に満了のため、公選法第33条第1項の規定により、市委員会が同年5月19日の市定例委員会において、選挙期日を10月24日と決定し、併せて日程発表を行った。

一方、衆議院議員総選挙の日程はなかなか定まらず、市長選と同日選の可能性も念頭におきながら、準備を進めることとなった。政局の動向を注視する中で、10月31日投開票日となる見込みが高くなったため、10月6日の市定例委員会において、市長選の選挙期日を1週間遅らせて

衆議院議員総選挙と同日の10月31日に変更する決定を行い、併せて日程発表を行った。

市長選の当初の告示日10月10日直前の期日変更になり、市委員会は、告示日である10月17日に立候補届出の受付を行い、候補者5名の立候補届出を受理した。

10月31日に市内の各開票区において開票を行い、11月1日選挙会において、最多得票数の久元喜造氏を当選人と決定した。

ウ 第49回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（令和3年10月31日執行）

令和3年10月14日の衆議院の解散に伴い、公選法第31条第3項の規定により10月31日選挙期日、10月19日公示の日程で10月14日に閣議決定された。

県委員会は、公示日である10月19日に立候補届出の受付を行い、神戸市関係の小選挙区選挙の兵庫県第1区（東灘区・灘区・中央区）5名、同第2区（兵庫区・北区・長田区・西宮市の一部）3名、同第3区（須磨区・垂水区）4名、同第4区（西区・他5市1町）3名の立候補届出を受理した。

中央選挙管理会は、比例代表選挙の11のブロックのうち、兵庫県の属する近畿選挙区では、9団体の届出があり、定数28名に対し、名簿届出政党等の名簿登載者127名の立候補届出を受理した。

10月31日に各開票区において開票を行い、11月2日小選挙区選挙の選挙会において、兵庫県第1区は井坂信彦氏、同第2区は赤羽一嘉氏、同第3区は関芳弘氏、同第4区は藤井比早之氏を当選人と決定した。また、11月5日比例代表選挙の選挙会において、近畿選挙区では、日本維新の会10名、自由民主党8名、立憲民主党3名、公明党3名、日本共産党2名、国民民主党1名、れいわ新選組1名を当選人と決定した。

最高裁判所裁判官国民審査は、最高裁判所裁判官国民審査法第2条の規定により衆議院議員総選挙の期日に行われ、10月31日審査の期日、10月19日告示の日程で行われた。審査の結果、最高裁判所裁判官11名のいずれも信任された。

(2) 市委員会及び区委員会の選挙執行体制及び事務分掌

市委員会及び区委員会は、地方自治法（以下「自治法」という。）第180条の5及び第252条の20で設置を義務付けられた行政委員会であり、自治法第194条により事務局の内規については委員会が定めることとなっており、神戸市では、「神戸市選挙管理委員会規程（以下「市規程」という。）」及び「神戸市区選挙管理委員会規程（以下「市区規程」という。）」により処務、役割等について規定している。

選挙事務は、市管理選挙は自治事務、県管理選挙及び国政選挙は法定受託事務であり、市の事務として、特定の職員に対し職務命令を行い従事させることができる。

区委員会においては、市区規程第20条中の表に掲げる職については充て職として区事務局職員と兼務させ、表にない区職員についても別途、任命行為を行うことで区事務局職員として兼務させることができる。

また、自治法第252条の20及び地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第174条の48の大都市等に関する特例の規定により、自治法及び自治令で規定されている選挙管理委員会に関する規定が準用され、指定都市の行政区の選挙管理委員会は一般市の選挙管理委員会と同じ扱いとなっており、一般市が行う選挙事務のほとんどは区委員会が実施することと規定されている。

なお、自治令第174条の47の規定により、指定都市の選挙管理委員会は、区委員会を指揮監督することとされており、この指揮監督は、自治法第154条の2の処分の取消及び停止の規定が準用される。区委員会の指揮監督及び事務処理の統一を図り、もって適正な選挙の管理執行を行うものである。

ア 市事務局（市長部局より出向・専任9名）

事務局長一担当課長一総務担当係長一担当2名
一選挙担当係長一担当3名

<主な事務分掌>

公選法等で定められた事務について、市規程第22条により事務局長が事務分担任を決定している。

・総務担当

- 1 選挙管理委員会の庶務に関する事
- 2 選挙の啓発に関する事

・選挙担当

- 1 公選法に基づく選挙人名簿の調製、選挙事務の管理執行に関する事
- 2 最高裁判所裁判官国民審査法に基づく審査事務に関する事
- 3 地方自治法に基づく直接請求に関する事務の執行に関する事
- 4 日本国憲法の改正手続に関する法律に基づき選挙管理委員会が行う事務に関する事
- 5 法令により選挙管理委員会が管理執行する選挙に関する事務（財産区議会）に関する事

なお、選挙時においては、総務担当は主として、経理（予算策定、区への配分等）、人員計画、啓発、選挙公報の作成・配布に関する事等を担い、選挙担当は、選挙人名簿、投票、開票、期日前投票、不在者投票等、選挙の管理執行に関する事務のほか、各種選挙システムの管理運用を担っている。

イ 区事務局（区職員と兼務。まちづくり課内に事務局設置。役割については、区により実情は異なるが、市区規程別表のとおり。※区により人員数は異なる。）

参与：区長

事務局長（総務部長）一選挙課長（総務担当課長）一選挙係長（調査担当係長）
一選挙係員（調査担当）
一総務係長（総務担当係長）
一総務係員（総務担当）
一広報課長（まちづくり課長）
一普及課長（地域支援担当課長）
一管理課長（市民課長）
一担当課長（総務部のその他の課長級）

<主な事務分掌>

選挙課（まちづくり課総務担当）

選挙係（まちづくり課調査担当）

- (1) 委員会の運営に関する事。
- (2) 経理に関する事。
- (3) 選挙の常時啓発（明るい選挙推進協議会に関する事を含む。）の推進に関する事。
- (4) 公選法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙人名簿の調製に関する事。
- (5) 公選法に基づく次の事務の執行に関する事。
 - ア 選挙の管理執行に係る総括及び調整に関する事。
 - イ 期日前投票及び不在者投票に関する事。
 - ウ 投票のご案内に関する事。
 - エ 公営演説会の施設の指定に関する事。
 - オ 選挙公報（配布に関する事を除く。）に関する事。
 - カ ポスター掲示場に関する事。
 - キ 投票及び開票（投票所及び開票所への選挙資材の搬入及び撤搬入及び撤去に関する事を除く。）に関する事。
- (6) 公選法に違反する文書図画に関する事。
- (7) 裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）に基づく審査の事務に関する事。
- (8) 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に基づく裁判員候補者予定者及び検察審査会法（昭和23年法律第147号）に基づく検察審査員候補者の選定事務に関する事。
- (9) 公選法に基づく財産区の議会の議員の選挙の事務の執行に関する事（東灘区に限る。）。
- (10) 自治法に基づく直接請求その他法令により選挙管理委員会が管理執行する選挙に関する事。
- (11) 日本国憲法の改正手続に関する法律に基づき選挙管理委員会が行う事務に関する事。
- (12) その他他係に属さない事。

総務係（まちづくり課総務担当）

- (1) 期日前投票及び不在者投票の事務（窓口事務を除く。）の補助に関する事。
- (2) 公営演説会（施設の指定に関する事を除く。）に関する事。
- (3) その他選挙時における各種選挙事務の事務補助に関する事。

広報課（まちづくり課広報担当）

- (1) 選挙公報の配布に関する事。
- (2) その他選挙時における各種選挙事務の事務補助に関する事。

普及課（まちづくり課地域支援担当）

- (1) 臨時啓発に関する事。
- (2) その他選挙時における各種選挙事務の事務補助に関する事。

管理課（市民課）

- (1) 選挙時における期日前投票及び不在者投票の事務補助のうち窓口事務に関する事。
- (2) 投票所及び開票所への選挙資材の搬入及び撤去に関する事。
- (3) その他選挙時における各種選挙事務の事務補助に関する事

支所選挙課（須磨区事務局に限る。）

支所選挙係（須磨区選挙管理委員会事務局に限る。）

選挙課の項、広報課の項、普及課の項及び管理課の項に規定する事務のうち、須磨区選挙管理委員会事務局長が定めるもの

北神区役所（北区選挙管理委員会事務局に限る。）

選挙課の項、広報課の項、普及課の項及び管理課の項に規定する事務のうち、北区選挙管理委員会事務局長が定めるもの

西神中央出張所（西区選挙管理委員会事務局に限る。）

選挙課の項、広報課の項、普及課の項及び管理課の項に規定する事務のうち、西区選挙管理委員会事務局長が定めるもの

ウ 区事務局の選挙時の主な事務

(ア) 投票関係

投票所の選定、選挙人名簿の照会・回答、選挙時登録、投票所入場券の送付、投票管理者(職務代理者)・立会人の選任、事務従事者の委嘱、告示、期日前投票所の選定、期日前投票所の設営、期日前投票事務、不在者投票事務、投票準備、投票所設営、投票所事務、投票速報、投票結果報告、経理

(イ) 開票関係

開票所の選定、開票管理者(職務代理者)・立会人の選任、事務従事者の委嘱、告示、開票準備、開票所の設営、開票所事務、開票速報、開票結果報告、経理

(ウ) 選挙公営関係

ポスター掲示場の設置場所の選定及び設置並びに管理、選挙公報の配布、公営施設使用の個人演説会等の受付、経理

(エ) 選挙運動の規制関係

違反文書図画の撤去命令等、選挙運動違反对応等

エ 須磨区事務局の体制

市区規程の事務分掌通りではなく、須磨区事務局においては、選挙事務に関するほぼすべての業務をまちづくり課調査担当(調査担当：係長1、係員5)が担っている。

具体的には、ポスター掲示場設営、投票所への機材・物品搬入、選挙公報配布、選挙人名簿作成、「投票のご案内」送付、期日前投票・不在者投票・当日の投開票事務準備等の業務がある。

なお、まちづくり課総務担当課長以外の課(保健福祉部を含む。)は、期日前投票所事務、当日投票所の設営・運営、開票事務等に従事している。

(3) 選挙公報配布業務の概要

選挙公報は、公選法第168条(衆院選・知事選)及び神戸市選挙公報発行条例第3条(市長選)に基づき、立候補者等が公示・告示日(知事は告示日及びその翌日)に掲載文を申請し、県委員会(衆院選・知事選)及び市委員会(市長選)が印刷会社に発注して、各区が発注する配送業者等の拠点に納品している。

そして、区委員会が公選法第170条第1項及び同条例第5条に基づき、当該選挙に用いる選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものと規定されている。なお、各世帯に配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、新聞折込みその他これに準ずる方法で代えることができると、公選法第170条第2項に規定されている。

なお、須磨区における選挙公報配布日は、知事選は7月8、9、12日の3日間、市長選及び衆院選等は10月25日～28日の4日間である。

また、選挙公報の配布方法については、須磨区では事業者1者が行い、須磨区を除いた8区では、主として自治会・婦人会が行い、カバーできない地域については、郵便局（郵便またはタウンメール）及び事業者が行っている。

(4) 須磨区事務局における選挙公報配布業務

ア 事業者委託の導入

須磨区事務局では、平成31年4月市会・県会議員選挙より一部区域に事業者への委託を導入し、令和3年7月知事選より区内全域を事業者1者への委託により配布を行っている。区民から未配布の連絡があれば、事業者へ連絡し、再配布を行っている。

なお、事業者委託の導入に至った経緯は、以下イのとおり。

イ 配布方法の変遷

(ア) 平成29年10月市長選及び衆院選等以前の選挙

自治会1/3、婦人会1/3、シルバー人材センター1/3

地域団体が2/3のエリアを配布し、カバーできない地域をシルバー人材センターが配布していた。

ところが、同選挙において、台風等の天候不良と履行確認が不十分であったことにより、シルバー人材センターが担当する地域で、約610世帯の選挙公報未配布が発生した。これを受け、須磨区委員会は、次の選挙から区内全域を事業者1者により配布する方針を決定した。

(イ) 平成31年4月市会・県会議員選挙

事業者（B社）1/2、タウンメール1/4、職員1/4

平成31年4月執行の市会・県会議員選挙から事業者1者に委託する予定で、平成31年2月～3月にかけて公募型プロポーザルを実施したが、応札者がおらず不調に終わった。

他都市での配布実績があるB社へ打診すると、区内の半分程度なら実施可能との回答を得たので、北須磨支所管内での配布を特命随意契約として委託（自治法第234条第2項、自治令第167条の2第1項第2号、委託事務の執行の適正化に関する要綱（以下「委託要綱」という。）第8条第3項第1号）した。

残りの1/2のうち、約半数をタウンメールで、約半数を須磨区事務局で配布した。

(ウ) 令和元年7月参院選

事業者（B社）9割、タウンメール1割

前回契約したB社より、前回の市会・県会議員選挙よりも多く配布を担当できるという申し出

を受けた。そのため配布困難地域である妙法寺の一部を除き、区内の9割にあたる地域において、B社の配布のノウハウを活かすことによる特命随意契約として委託（自治法第234条第2項、自治令第167条の2第1項第2号、委託要綱第8条第3項第1号）した。

残りの1割はタウンメールで配布した。

(エ) 令和3年7月知事選並びに令和3年10月市長選及び衆院選等

事業者（ジャパンレントオール(株)（以下「A社」という。））区内全域

須磨区事務局は事務負担の軽減のため、令和3年7月知事選より区内全域を1者により配布することとした。

なお、契約の経緯は、以下ウ(エ)(オ)のとおり。

ウ 令和3年7月知事選並びに令和3年10月市長選及び衆院選等における選挙公報配布業務委託契約の概要

(ア) 選定手続き

委託要綱第11条の規定に基づき、須磨区役所が事業委託に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、「須磨区役所事務事業委託審査委員会運営要領（以下「須磨区要領」という。）」により、その組織及び運営に関し必要な事項を定めている。

審議事項は以下のとおりであり、議案によって選択する（須磨区要領第2条）。

- ① 契約予定額が100万円を超える事務事業の委託とする。ただし、一般競争入札（最低価格、総合評価、制限付き（地元要件付き））、公募型プロポーザルは、原則として審査の対象としない。
- ② 事務事業の委託の適否の判断に関する事。
- ③ 委託先の選定に関する事。
- ④ 委託事務の履行確認に関する事。
- ⑤ 履行期限または期間の40日以上の延長に関する事。
- ⑥ 委託料の20%以上の増額変更に関する事。
- ⑦ その他事務事業の委託における重要な事項に関する事。

組織は、以下のとおりである（須磨区要領第3条）。

- ① 審査委員会は委員長及び委員若干名をもって組織する。
- ② 委員長は、須磨区長をもって充てる。
- ③ 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

総務部長

保健福祉部長

副区長兼北須磨支所長

総務部総務担当課長

総務部まちづくり課長

保健福祉部健康福祉課長

北須磨支所市民課長

(イ) 予定額及び積算根拠

審査委員会で委託料予定額を諮るため、口頭にてA社から下見積り（1部当たり単価）を取得し、知事選及び市長選は4,840,000円、衆院選等は5,720,000円を予定額とした。

(ウ) 仕様書に記載のある業務内容等

- ① 選挙公報を、須磨区内全世帯を対象に世帯ごとに配布
- ② 配布期限 知事選 令和3年7月16日（金）
市長選及び衆院選等 令和3年10月29日（金）
- ③ 納品部数 84,000部（予備含む）
- ④ 区委員会（事務局）との事前打合せ内容
 - ・ 配布スケジュールの確認
 - ・ 配布方法の確認
 - ・ 前回までの未着、トラブル等特に注意すべき事項の確認
 - ・ 配布期間中の配布状況報告について
 - ・ その他、区委員会（事務局）が必要と認める事項
- ⑤ 配布について
 - ・ 配布地域を町丁ごとに分割し、配布状況速報を毎日報告すること。
 - ・ 本業務の実施前に配布員に対し配布マニュアル等により十分な研修を行うこと。
 - ・ 配布にあたっては、区の境界線の把握、配布状況の把握、配布部数の把握、未着（配布もれ）の確認等に必要であるため、必ず、住宅地図を用い地図上の各戸に配布済みのチェックをしながら配布を行うこと。
 - ・ 配布地域に精通した配布員により配布すること。
 - ・ 管理者は選挙公報の管理・在庫確認を行うとともに、配布員の配布方法に誤りがないか確認、指導を行うこと。
- ⑥ 配布報告について
 - ・ 業務完了後（選挙終了後）、配布担当エリアごとの選挙公報配布報告書及び選挙（審査）公報配布に係る未着等報告書を提出すること。
 - ・ 選挙（審査）公報配布に係る未着等報告書は、須磨区委員会（事務局）の担当者に報告書内容の確認を受けた上で提出すること。
- ⑦ その他注意事項等として、世帯から未着の通報があった場合には速やかに配布を行うこと。その際、周辺における未配布がないかどうかの調査を合わせて行うこと。また、未配布のエリアであっても、当該未着通報世帯を先行配布するなど、柔軟な対応を行うこと、などが記載されている。

(エ) 審議の経緯及び結果

競争性を担保するため複数事業者に声がけしたところ、ポスティングの実績がなかったものの、A社が意欲を示し、見積り合せの対象に加えた。

令和3年2月、審査委員会に諮ったが（知事選、市長選、衆院選等）、委託先候補がA社とB社の2者であったため、委託要綱第8条第4項に照らし合わせて金額的に3者以上での見積り合せが必要であるとの指摘があり、一旦保留となった。

令和3年4月、再度4者で審査委員会に諮り（知事選、市長選、衆院選等）、見積り合せて選定することが承認された。

4者は、これまでに選挙公報の配布や広報紙の配布など、ポスティングの実績がある事業者や当該業務への意欲のあった市内の事業者である。

A社：市内事業者で、選挙公報の配布実績はないが、市における他事業での実績や当該業務受託の意欲あり。

B社：平成31年4月市会・県会議員選挙、令和元年7月参院選を受託

C社：令和2年国勢調査で、妙法寺で調査員募集のポスティングを受託

D社：令和2年度に配布困難地域の神戸市広報紙の配布を受託

(オ) 見積り合せの結果及び契約額

いずれもA社と契約を締結した。

①知事選：令和3年4月8日、4者に対し見積り依頼（4月22日期限）

審査委員会での契約予定額 4,840,000円

他3者は辞退したため、5月20日付けでA社と契約（4,895,000円）

②市長選：令和3年8月25日、知事選時と同じ4者に対し見積り依頼

（9月1日期限：10月24日投票を想定）

審査委員会での契約予定額 4,840,000円

他3者は辞退したため、9月9日付けでA社と契約（一旦4,895,000円で契約）

③衆院選等：令和3年9月6日、知事選時と同じ4者に対し見積り依頼

（9月13日期限：11月14日投票を想定）

審査委員会での契約予定額 5,720,000円

9月13日付けで、A社から4,895,000円見積り提示（他3者は辞退）

市長選と同日選挙となったため、10月5日、市長選の契約変更として選挙公報の種類を追加した変更のみの仕様書を提示しA社に再見積り依頼を行ったところ（10月8日期限）、5,060,000円（165,000円増額）の提示があった。

元の契約金額から20%以下の増額であったため、審査委員会に諮ることなく提示された金額により、10月11日付けで変更契約を締結した。

(5) 選挙公報未配布の概要

ア 配布日程

A社に委託した選挙公報の配布業務の日程は、以下のとおりである。

<知事選>

令和3年7月1日 告示

7月5日 選挙公報がA社に到着

7月8、9、12日 3日間で配布

<市長選及び衆院選等>

市長選 令和3年10月17日 告示

10月18日 市長選挙公報がA社に到着
衆院選等 令和3年10月19日 公示
10月20日 衆議院小選挙区選挙公報がA社に到着
10月24日 衆議院比例代表選挙公報、最高裁判所裁判官国民審査公報
(丁合い済み) がA社に到着
10月25日～28日 市長選及び衆院選等の選挙公報を4日間で配布

イ 事故発覚の経緯

- (ア) 市長選及び衆院選等の選挙期間中、選挙公報が配布されていないとの区民からの連絡が10月28日から21件あり、その都度個別に再配布をA社の窓口である業務責任者（以下「責任者E」という。）へ指示していた。選挙終了後も連絡が4件（大規模マンション（道正台、清水台）からの連絡を含む。）あったことから調査を進めていた。
- (イ) 責任者Eからの報告内容において、①報告地図の漏れが多かったこと、②配布員の各班における具体的な配布状況に不明な点が多かったこと、③連絡がとれない配布員（3人）が存在し配布状況が不明な一部地域があったことなど、十分な説明がなかった。そのため、11月2日、9日、12日、13日、14日、19日、22日と再々にわたり報告を求めていた。
後日判明したが、これまでの不十分な説明自体、責任者Eによる虚偽報告であった。
- (ウ) 11月24日、A社より、①多数の選挙公報がA社内に残置されていること、②須磨区事務局に対し、責任者Eが虚偽の説明をしていたことについて報告を受けた。また、同じくA社に業務委託していた7月18日執行の知事選においても、約10,000部がA社内に残置され（報告を受けた時点では廃棄済み）、須磨区事務局に対し虚偽報告していたことが判明した。併せて、同日付で一旦顛末書の提出があった。
- (エ) 11月25日、須磨区事務局がA社内にて残部数を確認したところ、衆院選等のうち、比例区及び国民審査は19,398部、小選挙区は15,510部、市長選は14,361部であったため、区内の世帯数79,740世帯のうち、約1/4となる約19,000世帯が未配布であったと判断した。
- (オ) 12月24日付で改めて委託契約約款第24条に基づき、事故報告書（別紙2、3）の提出があった。

ウ A社からの未配布の事実と要因に関する報告内容

A社では11月19日に事案を把握し、状況を整理後、23日に虚偽と断定した。

A社から11月24日付で一旦顛末書の提出を受け、12月24日付で事故報告書の提出があった。

A社のホームページにおいても、謝罪文を掲載している。顛末書及び事故報告書に記載のある未配布要因に関する内容は、おおむね以下のとおりである。

- (ア) そもそも配布エリア分け等の配布計画や事前準備に不備があった。
- (イ) 各班の車内に積む前ではなく、車内から各種選挙公報を持ち出す際に、丁合いをしながら配布した。
- (ウ) 全日程・全班とも、積み込み時の部数確認、配布終了時の残部数確認を怠った。
- (エ) 責任者Eの担当エリアの大部分は未配布のまま終えていた。
- (オ) 行程の全日において、当日配布予定枚数に達していない旨を各リーダーから聞いていたにもかかわらず、責任者Eの判断により時間等を延長して配布する事をせず、作業を取りやめた。

- 責任者Eから「終了したことにする」との説明を各リーダーに行った。
- (カ) 配布計画の書類（地図）から漏れていた地区があった（計1,746世帯）。
 - (キ) 当初行う予定であった事前研修も実施していなかった。
 - (ク) 市長選及び衆院選等の選挙公報残部数が約19,000部あるにもかかわらず、須磨区事務局に対して、3,500部と報告をした。
 - (ケ) A社の他の社員も残部数があることを認識し、その都度責任者Eに確認していたが、「配布完了後の予備」という責任者Eの説明と、知事選でも約10,000部の残部数があったことから、懸念を抱かなかった。
 - (コ) 当該業務にあたっては、すべての運用・執行管理を責任者E任せにしたA社の業務受託体制に問題があった。

エ 須磨区事務局の認識

須磨区事務局においては、選挙期日が近づくにつれて、前述(2)エの業務が輻輳し、選挙公報配布業務に関して十分に注力できていなかった。

また当初、責任者Eからの残部数の報告についても、3,500部であれば妥当な数字と認識し、危機意識が芽生えてこなかった。

選挙公報は平成29年10月の市長選及び衆院選等まで、地域団体でも配布していたため、これら地域団体と繋がりが深いまちづくり課広報担当が一部事務を担っていた。それ以降、地域団体での配布が無くなり、地域団体との調整が不要になったことにより、調査担当のみで担うようになった。選挙公報配布事務を含む、選挙事務全般について、まちづくり課調査担当へ集約したことについて、組織としての体制づくりが不適切であった。

その結果、事業者選定、事前打合せ、選挙公報配布期間中の対応等において、確実な履行を担保する対応が実施できておらず、組織の構成員すべてが事故を抑止するなどの危機管理意識が不足し、須磨区事務局として、選挙公報配布の重要性を踏まえた対応ができておらず、責任を果たせていない。

(監査意見)

市長選及び衆院選等における区内世帯の約1/4にあたる約19,000世帯に選挙公報が未配布という事案は、公選法第170条第1項及び神戸市選挙公報発行条例第5条に違反している。選挙事務における事務執行体制に問題があるとともに、選挙公報の重要性に対する認識が希薄で危機管理意識が不足していたことによるものである。選挙公報配布に関する事務処理については極めて不適正であると言わざるを得ない。個別の問題点に関する監査意見については後述する。

2 監査要求書「(1)委託に関する事項 ① 事業者選定手続き及び契約額の適否」

監査要求項目にある委託に関する事項のうち、須磨区事務局における「事業者選定手続き及び契約額の適否」について、審査委員会での審議内容を含めて適正であったか、以下のとおり検証する。

(契約に関する自治令における規定及び行財政局契約監理課による通知等は、別紙4参照)

(1) 事業者選定手続き（契約締結方法を含む）の妥当性

ア 随意契約による委託契約ではなく、入札すべき契約ではなかったか。

知事選並びに市長選及び衆院選等の選挙公報配布業務における審査委員会議案書内「随意契約理由」には、「短期間で遺漏なく配布するための適正な配布人員の配置、人員確保、配布人員への研修の実施等について受託者の技術・専門性に委ねる部分が多く、一義的な仕様書の作成が困難であり競争入札に適さないため。」と記載されている。

(監査意見)

仕様書で業務内容を詳細に明記した上で、入札による請負契約にするべきである。短期間で遺漏なく配布する必要があるからこそ、詳細な仕様書が必要である。

以降の監査意見については、締結済みの須磨区事務局の随意契約による委託契約に関する問題点を述べるものであり、選挙公報配布業務における随意契約による委託契約を是認するものではない。

仮に委託契約であるとしても、可能な限り具体的な仕様書となるよう記載する必要があることから、「一義的な仕様書の作成は困難である」と記載することには問題がある。また、仕様書に業務内容が詳細に記載されていないと、事業者は事業計画の立案、及び必要経費の積算が困難になり、入札等への参加を躊躇するのではないかと思われる。

なお、入札手続きで事業者を決定する場合、契約締結までの事務に相当程度の期間を要するため、大まかな期日が決まっている選挙においては不調になることも想定して、選挙期日から逆算して準備を始めるなど余裕を持ったスケジュール管理が必要となる。

イ 事業者選定において、金額面以外に事業者の遂行能力をどのように判定しているか。

選挙公報の配布や広報紙の配布などのポスティングの実績があることを重視しており、過去にポスティングの実績がない場合は当該業務への意欲や神戸市での他業務の実績等により、遂行能力を判定している。

A社は、神戸市内に本社がある法人で、国内各地で事業を行うとともに、神戸市の競争入札参加資格者で数多くの請負実績があった。また、A社との事前の打合せでは、区内全域での配布が可能との回答を得ており、ポスティングの実績がないものの業務への意欲が見受けられたため、対応可能と判断した。

(監査意見)

実績重視にしてしまうと、事業者の新規参入が困難になり、競争原理が働きにくくなる。実績がない場合は、それを補完するための実施計画の提出を求めて確認するなど、確実な履行が可能であると確認ができる方法を仕様書で提示するべきである。

特に見積り合せの場合、価格のみで決定するため、どの事業者に見積りを依頼するかが重要となり、その調査方法については、十分な検討が必要である。

須磨区事務局はA社から、配布体制、人員確保、地域別人員配置計画、スケジュール管理、配布員からの報告体制、責任体制、教育計画等の具体的な配布計画の作成を求め、事業遂行能力について十分な聞き取りを行うべきであった。

ウ 市長選及び衆院選等時の見積り合せの適否

審査委員会は、知事選並びに市長選及び衆院選等それぞれの選挙公報配布業務の審査委員会議案について、令和3年4月7日に同時に審議している。その際、委託先候補者は3選挙とも同じ4者を選定し、承認を得た。その後、それぞれ見積り依頼を行った日は、4月8日（知事選）、8月25日（市長選）、9月6日（衆院選等）であった。

ただし、知事選時の見積り合せでは、4者中、3者が辞退した。そのうち須磨区で9割のエリアにおける配布実績があるB社から「須磨区全体での配布は困難であるため」と記載した辞退届の提出があった。他の2者からは辞退理由の聞き取りをしておらず、理由は不明のままである。市長選及び衆院選等においても同じ4者に対して見積り合せを行い、3者が辞退した。

（監査意見）

比較的、配布時期に余裕のあった知事選時において3者が辞退しているにもかかわらず、辞退理由の聞き取りも行わず、市長選及び衆院選等において漫然と同じ事業者に見積り依頼をしても、辞退されるのは明白である。配布実績のあるB社の「須磨区全体での配布は困難であるため」との辞退理由を注視し、B社に対して区内を分割すれば配布が可能であるか確認をするべきであった。

知事選時の見積り合せにおいてB社が辞退した段階で危機感を持ち、1者により区内全域を配布することに固執せず、再度審査委員会により事業者選定の審議を行い、見積り事業者を増やす、または変更をするべきであった。

エ 区内を分割して、複数の事業者での配布を検討しなかったのか。1者で配布する判断は適切であったか。

平成31年4月市会・県会議員選挙及び令和元年7月参院選において、タウンメールも利用するなど、複数の事業者で配布してきた。

しかし、令和元年7月参院選においてB社が区内の約9割を1者で配布した実績があり、区内全域での対応も可能と判断した。また、須磨区事務局は事務負担を軽減するため、令和3年7月知事選より区内全域を事業者1者により配布することとした。

複数の事業者で配布する場合、調整する相手方が増えるとともに、郵便局であれば、封入作業をする人材派遣会社との契約等、事務負担が大きいと考えた。

（監査意見）

事務負担を軽減するため、1者で配布することを決定したが、1者が独占することにより、①1者の負担が大きくなるため、事業者における相応の組織体制、及び事業者と須磨区事務局による厳正な履行確認が必要になること、②事故時の対応が困難になること、並びに③競争原理が働かずに委託料が高騰することなどのリスクについて十分な検討ができていない。

また、仮に1者に絞るのであれば、想定されるリスクの回避に細心の注意を払い、配布体制、人員確保、地域別人員配置計画、スケジュール管理、配布員からの報告体制、責任体制、教育計画等の具体的な配布計画の提出を求め、十分な聞き取りを行うべきであった。

(2) 仕様書の内容の妥当性（知事選並びに市長選及び衆院選等における仕様書の内容は同一）

ア 確実な履行（配布）を促し、その内容を確認できる仕様書であったか。

(ア) 仕様書内「配布について」の記載内容とその検証

- ・配布地域を町丁ごとに分割し、配布状況速報を毎日報告すること。
（検証）報告様式の定めはなく、また、具体的な配布地域及び配布部数についての報告を求めることになっておらず、A社及び須磨区事務局ともに、毎日の正確な履行状況の報告と確認が必要であるとの認識が希薄化することにつながった。
- ・本業務の実施前に配布員に対し配布マニュアル等により十分な研修を行うこと。
（検証）研修で使用した資料や実績について報告を求めることになっておらず、研修を行ったとの口頭による虚偽説明を許容する結果となった。
- ・配布にあたっては、区の境界線の把握、配布状況の把握、配布部数の把握、未着（配布もれ）の確認等に必要であるため、必ず、住宅地図を用い地図上の各戸に配布済みのチェックをしながら配布を行うこと。
（検証）この住宅地図の提出による報告を求めることになっていない。11月2日に責任者Eに対して提出を求めて以降、地図の不足を指摘し、再度の提出を再三催促した結果、住宅地図による配布状況のチェックが杜撰であることが判明した。
- ・配布地域に精通した配布員により配布すること。
（検証）どのように配布員が配布地域に精通しているかを確認するのか、具体的に記載されていない。また、配布地域に精通している配布員を集められなかった場合はどうするのか、という視点がない。
- ・管理者は選挙公報の管理・在庫確認を行うとともに、配布員の配布方法に誤りがないか確認、指導を行うこと。
（検証）具体的な在庫部数についての日々の報告を求めることになっておらず、A社は在庫管理を行っていなかった。

(イ) 仕様書内「配布報告」の記載内容とその検証

- ・業務完了後（選挙終了後）、配布担当エリアごとの選挙公報配布報告書及び選挙（審査）公報配布に係る未着等報告書を提出すること。
（検証）報告書の様式を特に定めておらず、責任者Eの口頭による大まかな説明を許容することにつながった。

イ 仕様書配布時に、事業者はその内容を理解していたか。全世帯配布を完遂する趣旨を言い含めて細部まで十分に説明をしたか。

契約前の見積り合せ時に仕様書を提示している。ただし、見積り依頼は電子メールで行っており、電子メールを送付する前に、各事業者に対し電話で業務内容の簡単な説明を行ったのみである。説明会の実施や、質問を受け付ける期間の提示はされていない。

ウ 配布員への教育や指導が十分になされる仕様書であったか。

本業務の実施前に、配布員に対し配布マニュアル等により十分な研修を行うことと記載していたが、研修の実施報告を求める仕様にはなっていない。

(監査意見)

須磨区事務局は、自らが選挙公報に係る配布マニュアルを作成するべきであるが、これを作成していない。その配布マニュアルに基づき仕様書を作成するべきであり、その内容は全世帯配布を完遂するために仕様書記載内容のすべての項目について報告を求め、確認・把握できるものでなければならない。以上のプロセスが欠落していたため、虚偽報告を許容する結果となった。

これらの配布マニュアル及び仕様書に基づき、事業者は配布計画を作成するべきであるが、須磨区事務局は配布マニュアルが存在しないことに何ら疑問を持たず、仕様書の内容が不十分であるとの認識がなかったため、事業者の簡易な配布計画で問題ないと考えたと推認できる。

また、配布員に対して教育や指導する内容や方法を定めておらず、事業者にどのような配布マニュアルを作成させ、どのような内容を配布員に説明させようとしているのか不明である。

(3) 契約額の妥当性

ア 委託料予定額の積算根拠

行財政局契約監理課発出の「委託契約に関する解説及び記載例」には、留意事項として予定価格の設定についての次のとおり記載がある。

(3) 予定価格の設定

- ① 委託契約であっても、適正な予定価格を設定する。
- ② 予定価格は、以下の資料も参考にできるだけ情報収集に努め、取引の実勢価格、需給の状況、履行の難易等を考慮して設定する。
 - 1) 当該業務のこれまでの実績、類似案件の見積
 - 2) 他の自治体における実績、民間での取引の実例
 - 3) 積算基準

審査委員会審議事項のうち「委託料予定額」は、口頭にてA社から取得した1部当たり単価の下見積りを積算根拠とし、知事選及び市長選は総額4,840,000円、衆院選等は総額5,720,000円としている。

その後、提出された見積書により、知事選と市長選は4,895,000円で契約締結した。ただし、市長選は衆院選等と同日選挙となったため、再度提出された見積書により5,060,000円に変更契約を締結した。

参院選時に契約したB社との契約額2,138,400円と比較すると2倍程度の契約額であるが、ポスティングの経験があり既に人員を確保しているB社と違い、A社は新規開拓事業者であり、人員の確保から始めることが予想されたことから、須磨区事務局は下見積りの時点で妥当であると判断した。

(監査意見)

神戸市の他区や他都市での事業者配布事例の単価（別紙5）と比較したところ、配布世帯数や地形、配布対象エリアの面積などの条件により、配布員の動員数や配布拠点の箇所数が異なるとともに、事業者のノウハウや経験値が異なるため、単価には大きなバラつきがある。このこ

とから、ポスティングの経験があり、すでに人員を確保しているB社との契約額から大きく増額となったものの、単純な比較はできないため、A社との契約額は明らかに高額で不適正であるとまでは言い難いが、審査委員会審議での契約額の妥当性の判断には問題がある。

しかも、A社からは口頭で単価を聞き取りしただけであり、神戸市の他区や他都市との比較、及び履行の難易度の検討がなされていない。今後の契約では「神戸市契約規則第10条」に基づき、入札における予定価格及び積算内容の妥当性を十分に検証し確認を行うべきである。

- イ 衆院選等の日程確定時に市長選を同日選挙にしたことに伴う変更契約額（165千円）の妥当性
変更契約額についてはA社から提示された額であるが、変更契約額の内訳については確認していない。須磨区事務局より、A社に対し対応可能かどうか再度確認したところ、実施可能との回答があったため、提示額を上乗せした金額で変更契約を締結した。

（監査意見）

市長選単独選挙からの変更による業務量の増加の程度について、須磨区事務局は確認をしておらず、この増額で対応が可能だったのかは不明である。選挙公報の種類が増えたのであれば、作業過程を再確認するとともに、仕様書を変更した上で変更契約を行うべきであった。

A社から積算根拠もなく提示された額を、検証せずに妥当と判断したことには問題がある。

3 監査要求書「(1)委託に関する事項 ② 仕様書に基づく配布計画の確認方法の適否」

監査要求項目にある委託に関する事項のうち「仕様書に基づく配布計画の確認方法の適否」について、須磨区事務局において本市の規則等に則って契約手続がされているか、また、委託要綱及び委託契約約款、さらに業務仕様書において必要な確認等がされているか、以下のとおり検証する。

なお、委託契約については、委託要綱第1条に目的が定義されており、「必要な委託の基準及び手続並びに履行の確保等に関する基本的事項を定めることにより、委託事務の適正な執行を図ること」としている。（契約に関する事項について記載のある条項については、別紙4参照）

(1) 仕様書に基づく業務管理

委託要綱第5条により、仕様による業務内容の明確化と状況確認について、同第13条により、委託の管理及び報告について規定されている。

ア A社の業務執行体制・履行方法を確認していたか。また、A社との連絡体制はどのようになっていたのか。

仕様書には「本業務を実施するにあたり、請負業者における実施体制の確立及び責任の所在を明らかにするため、実施本部を設置すること。」と記載されているが、緊急連絡先等も含めた実施体制の報告はなく、責任者Eを窓口で電話等で連絡及び確認を行うのみであった。また、委託契約約款第14条に規定されている業務責任者の通知については、知事選並びに市長選及び衆院選等とともに口頭確認のみで、書面での提出はされていない。

委託契約約款第15条に規定されている作業場所及び作業員の届出については、作業場所の届出を受けていたが、作業員の届出を求めておらず、知事選時の事前の打合せにおいて1日当たり50

人程度と口頭確認のみで、書面での提出はされていない。なお、市長選及び衆院選等時の事前の打ち合わせにおいても、知事選時と同じ体制で実施すると口頭確認のみで、書面での提出はされていない。

イ 配布地域に精通した配布員を確保することができたか。また配布員に対する指導を行っていたか。また、その実施を確認していたか。

確実な履行を遂行する上で、仕様書には「配布地域に精通した配布員により配布する」と記載していたが、実際に地域に精通した配布員を確保することが出来たのか確認をしていない。配布員のほとんどは、人材派遣会社からの派遣社員であった。

責任者Eに対し、事前に研修を実施したと口頭で確認をとっていたが、使用する資料（マニュアル）や具体的な実施手順及び実施報告を求めていなかったため、実際には研修を行っていなかったことを見抜けなかった。

ウ A社は仕様書の内容を理解していたか。全世帯配布を完遂する趣旨を言い含めて細部まで十分に説明をしたか。

責任者Eに対して仕様書を見積り合せの時に提示し、内容を理解した上での応札であると責任者Eから聞き取りをしていた。知事選時における責任者Eとの打合せにおいては、A社にとって初めての業務ということもあるため、仕様書の各項目を丁寧に細部にわたるまで十分に説明を行っていた。市長選及び衆院選等においては、知事選において配布実績ができたことから、責任者Eに対して簡易な説明をするにとどまった。

（監査意見）

仕様書に定める実施本部の設置や、緊急連絡先を明記した体制の構築、並びに詳細な履行方法について、書面に基づき確認するべきであった。また、委託契約約款に規定のある通知や届出についても、書面での提出がなされておらず、手続きとして問題がある。

配布地域に精通した配布員を大量に確保することが困難であったことはやむを得ないが、それを補完するためのマニュアルに基づく十分な研修が必要である。

総じて仕様書に記載されている内容、及びその確認方法が不十分であった。

(2) 配布計画の妥当性

ア 配布計画について、A社との打合せはどのように行ったのか。

事前の打合せにおいて、仕様書に基づき①配布スケジュール、②配布方法、③前回までの未着、トラブル等特に注意すべき事項、④配布期間中の配布状況報告等の口頭による確認を行い、その際、A社より簡易な配布計画書（別紙6、7）が提出された。

イ 打合せ内容を理解しているのを確認する意味で、具体的な配布計画書及び議事録を提出させるべきではなかったか。

須磨区事務局は、知事選において仕様書について時間をかけて説明したことにより、市長選及び衆院選等においても責任者Eが理解しているものと思い込んでいた。A社からは簡易な配布計画書が提出されただけであり、配布体制、人員確保、地域別人員配置計画、スケジュール

管理、配布員からの報告体制、責任体制、教育計画等を記載した配布計画の作成を求めておらず、また、提出された配布計画書の内容について詳細な聞き取りも行っていなかった。A社内部での議事録の提出も求めておらず、理解度を測るための確認を十分に行っていなかった。

ウ 丁合い作業を考慮すると、1人1日500件を配布することは困難だったのではないか。

地形や集合住宅等の状況、配布員の体力や年齢、配布拠点からの配送方法などにより異なるが、ポスティングの1人1日500件は、9時から18時までの勤務で、休憩時間を除いても1時間当たり70件程度のため、配布可能であると考えた。しかし、丁合い作業において必要な人員数や時間数を検討しておらず、配布する現地で丁合い作業をしながら配布することになり、作業効率下がった。

エ 配布人員の計画と実際の配置の人数に乖離はなかったのか。適切に計画どおりに配置されていたか。

配布計画書には、知事選では3日間、市長選及び衆院選等では4日間での配布と記載されているのみで、人員体制は記載されていない。知事選時の事前の打合せにおいて、1日当たり50人程度と聞いており、実績については3日間で延べ約150人の体制で実施したと確認した。市長選及び衆院選等時の事前の打合せにおいては、知事選時と同じ体制で始め、後に増強すると聞いており、実績については4日間で延べ約160人の体制で実施したと確認した。

そのため、計画との大きな乖離は生じていないが、虚偽の報告であり実証できていない。

(監査意見)

須磨区事務局は、配布計画について、A社の十分に対応する旨の意思を確認したことのみにより、全世帯への配布が可能であり妥当であると判断している。ただし、その配布計画書には、選挙公報の搬入日、配布日時（何月何日 何時から何時まで）が記載されているのみである。配布体制、人員確保、地域別人員配置計画、スケジュール管理、配布員からの報告体制、責任体制、教育計画等を記載した配布計画の作成を求め、十分な聞き取りを行うべきであった。須磨区事務局は、重要な職務を怠っていたと言わざるを得ない。

4 監査要求書「(1)委託に関する事項 ③ 配布業務の履行中及び完了時の報告方法及び内容の適否」

委託に関する事項のうち「配布業務の履行中及び完了時の報告方法及び内容の適否」について、須磨区事務局において業務の履行確認及び完了時の報告に問題はなかったのか、以下のとおり検証する。

(1) 履行確認の妥当性

ア 毎日の報告内容に疑義はなかったのか。また、報告の記録を残しているか。

仕様書には、報告の具体的な方法を記載していない。責任者Eからは、おおよその配布地域と配布割合について電話による報告があったが、須磨区事務局はその記録を残していない。

市長選及び衆院選等時の行程の全日においては、配布予定枚数に達していないと各班のリー

ダーから責任者Eに対して報告があったにもかかわらず、責任者Eは、時間を延長して配布することを指示せず、各班のリーダーに対し「終了したことにする」と説明し、配布作業を打ち切っていた。

なお、知事選時には、責任者Eが担当する地域において未配布があったにもかかわらず、その報告はなされていない。

(監査意見)

仕様書には「配布にあたっては、区の境界線の把握、配布状況の把握、配布部数の把握、未着（配布もれ）の確認等に必要であるため、必ず、住宅地図を用い地図上の各戸に配布済みのチェックをしながら配布を行うこと。」と記載している。須磨区事務局において、A社がこの対応をしているか確認するとともに、チェック後の住宅地図に基づき町丁別の配布部数の報告を受け、町丁別世帯数と突合するしくみにしていれば、虚偽の報告を防げたのではないか。

イ 配布部数だけでなく、在庫確認もしていなかったのか。

仕様書には、具体的な在庫部数についての日々の報告を求めることを記載していない。一方で、仕様書には「管理者は選挙公報の管理・在庫確認を行うとともに、配布員の配布方法に誤りがないか確認、指導を行うこと。」と記載しているが、A社は在庫確認等を行っておらず、在庫確認が可能となるよう配布部数の正確な報告を配布員に求めるなど、適切な指導が行われていなかった。

(監査意見)

日々の残部数をA社が確認し、須磨区事務局は数値と併せて倉庫内の写真をデータにより報告を求めるとともに、自ら現地確認を行い、在庫確認をすることが必要であった。

ウ 市長選と衆院選等の選挙公報の納品日にずれがあったが、納品日に遅れはなかったか。また、4種類の選挙公報をどのようにして配布するかについて確認をしていなかったのか。

それぞれの納品日は予定通りであり、遅れはなかった。

衆院選等の日程が確定した後、変更契約の前提となる作業過程を見直した仕様書を作成せず、4種類の選挙公報の配布方法をA社に任せており、作業過程の確認も行っていなかった。その結果、選挙公報が納品された順にトラックに積み込んでいたことにより、配布する現地で丁合いしながら配布することとなり、作業効率が下がった。

(監査意見)

当初の配布計画は簡易なものであったとしても、書面による詳細な中間報告を求めるなど、業務の執行管理を適切に行うことが必要であった。また、選挙公報の種類が増えたのであれば、作業過程を再確認するとともに、仕様書を変更した上で変更契約を行うべきであった。

(2) 配布完了報告の妥当性

配布報告について、仕様書には「業務完了後（選挙終了後）、配布担当エリアごとの選挙公報配布報告書及び選挙（審査）公報配布にかかる未着等報告書を提出すること。」と記載してい

る。

11月に再三の催促を行った結果、責任者Eより、配布報告書とエリアごとの地図の提出があったが、その地図には配布先と大まかな配布日時が記載されているのみであり、配布員の誰がどのエリアで何部配布したかについての記載はなかった。須磨区事務局は、責任者Eに対し、配布員に対する業務前の研修時には、配布後に須磨区事務局へ配布エリアごとの選挙公報配布報告書の提出をするために、配布部数を把握して、A社に報告すべきことを事前に周知するよう求めていた。しかし、研修そのものが実施されておらず、どこまで周知されていたか、確認できなかった。

配布報告書については、責任者Eが故意に虚偽の資料を作成して提出したことが判明している。また、未着等報告書の提出はなかった。

(監査意見)

そもそも、A社及び責任者Eは配布の進捗状況を住宅地図に基づき配布部数とともに正確に把握していないことから、配布完了報告書を作成することができる訳がない。提出された配布完了報告書の内容は虚偽である。適切な配布の進捗管理とともに、配布部数と在庫部数の管理を行わせ、事実に基づく報告書を提出するよう求めるべきである。

5 監査要求書「(2) 行政内部の事務執行に関する事項 ① 各事務局内における、上司への報告等、情報共有の方法及び内容の適否」

行政内部の事務執行に関する事項について、須磨区事務局及び市事務局において情報共有のあり方をはじめとする内部統制体制が構築されていたか、以下のとおり検証する。

(1) 須磨区事務局における未配布発覚時の初動

ア 危機管理（事故対応）体制はようになっていたのか。

区民から選挙公報未配布の連絡があれば、その都度、A社に配布の指示をしていた。同じ地域の区民から複数の連絡があった場合は、面的に再配布することを指示していた。

過去の国政選挙等においても、同程度の件数の未配布の連絡があったことにより、危機意識は芽生えず、選挙期間中は個別対応にとどまっていた。

市事務局では、区民から市事務局に未配布の連絡があった際、再配布をするよう須磨区事務局へ指示していたケース、及び区民から須磨区事務局に再度連絡するよう求めていたケースに分かれていた。また、須磨区事務局から市事務局への選挙公報未配布に関する連絡体制はなかった。

(監査意見)

須磨区事務局として、選挙公報を配布することの重要性の認識に基づき事故を抑止する意識が不足していたことから、連絡をした区民の周辺での配布状況を須磨区事務局が自ら調査しなかった。危機管理体制が無かったに等しい。このような組織風土が虚偽報告を許容し、見抜けなかったことにつながったと推認できる。

市事務局は、区民から未配布の連絡があった際には、すべて自らの責任で連絡内容を確認

し、その内容を須磨区事務局に伝え、再配布するよう指示するべきであった。区民に対して須磨区事務局に再度電話をするよう依頼することには問題がある。区事務局から市事務局への連絡体制のあり方については、(2)の監査意見において述べる。

イ 過去の選挙における未配布対応を踏まえた手順を策定し、事業者に周知しているのか。

シルバー人材センターや地域団体に配布業務を委託していた時は、未配布時の配布地域の担当者に対する再配布依頼は行っていたが、面的な未配布の実態調査を行っていなかった。

事業者への委託を検討した際、面的な未配布をカバーするため、仕様書に「未着の通報があった場合には速やかに配布を行うこと、その際、周辺における未配布がないかどうかの調査を合わせて行うこと。」と記載するにとどまり、具体的な手順を策定していなかった。また、須磨区事務局における対応手順の検討や策定がなされていなかった。

(監査意見)

地域に精通した地域団体が配布していたときは、配布方法をある程度地域に委ねることも考えられるが、事業者へ委託するときは状況が異なるため、須磨区事務局として、再配布を含めた配布マニュアルを作成するべきである。内部統制体制における「可視化された手続やマニュアル等を整備・改善していくPDCAサイクルを回す『しくみ』」がないということであるため、内部統制体制を構築するべきである。

ウ 重大な事態につながる時の危機管理意識は芽生えてこなかったのか。

10月28日からの未配布の連絡に対しては、個別に対応を進めていたが、選挙当日に複数の自治会長から未配布の報告があったこと、及び選挙後も大規模マンション住民から未配布の連絡があったことから、未配布の実態調査を進めていた。当初は、配布員の配布報告の真偽を疑っていた。競争入札参加事業者であるA社が、虚偽の報告をするとは思っていなかった。

(監査意見)

虚偽報告を行ったA社及び責任者Eに非があることは明らかであるが、従来の国政選挙等においても同程度の未配布の連絡があったことを理由に、危機管理意識が芽生えず、選挙期間中における未配布の事案への対応は個別に再配布をA社へ指示するにとどまった。連絡をした区民の周辺での配布状況を須磨区事務局が自ら調査をするべきであり、危機管理意識が不足していたと言わざるを得ない。

(2) 須磨区事務局内での上司への報告を含む情報共有方法及び内容の適否

ア 市長選及び衆院選等選挙期間中の情報共有内容

(ア) 個別の対応

須磨区事務局において、区民から未配布の連絡があれば、受付票を作成し、選挙係長及び選挙係員の間で共有していた。連絡がある都度、A社の窓口である責任者Eに再配布の指示を行い、その後、責任者Eより当日配布済の報告を受けた。

これらの情報は選挙課長までの間で書面又は口頭により共有しており、参与(区長)及び事務局長(総務部長)には個別事案としてではなく、未配布があり再配布をしている旨の口頭に

よる報告を行っていた。

28日～31日の間、計21件の連絡が有り、その内訳は以下のとおりである。

- ・ 28日(木)：5件（横尾8丁目、南落合3丁目、北落合1丁目、神の谷4丁目、西落合5丁目）
- ・ 29日(金)：5件（横尾4丁目、千守町1丁目、東落合2丁目、竜が台6丁目、菅の台7丁目）
- ・ 30日(土)：7件（一の谷町1丁目、竜が台1丁目、竜が台6丁目2件、竜が台5丁目、大手町3丁目、菅の台6丁目）
- ・ 31日(日)：4件（菅の台2丁目、多井畑東町、多井畑南町、多井畑東町）

(イ) 複数連絡があった地域への対応

選挙係長が責任者Eに対し丁目全体に配布の指示を行った。その後、当日責任者Eより配布済の報告を受け、これらの情報を選挙課長まで口頭により共有していた。

<丁目全体に配布した地域>

- ・ 30日(土)：竜が台（1・5・6丁目）、菅の台（6丁目）
- ・ 31日(日)：菅の台（2丁目）、多井畑東町、多井畑南町

イ 市長選及び衆院選等選挙後に参与へ報告した内容

(ア) 11月1日(月)の3件の通報（道正台1丁目、清水台、青葉町1丁目）

区民からの未配布との連絡を選挙係長及び選挙係員が受けた。同日、責任者Eに対して配布済であったと確認をした上で、これらの情報を参与、事務局長、選挙課長との間で口頭により共有していた。参与より選挙係長及び選挙係員に対し、さらに未配布の地域がないかを責任者Eに確認をとるよう指示を行った。

(イ) 11月2日(火)の1件の通報（妙法寺字）

区民から未配布とのメールが、総合コールセンター宛てにあった。同日、責任者Eに対して配布済であったと確認をした上で、通報者に対し、メールで配布済みである旨の回答を行った。これらの情報を参与、事務局長、選挙課長との間で口頭により共有していた。

(監査意見)

未配布の情報があった場合は、重大な事態につながる恐れがあるとの危機管理意識を強く持つべきである。参与をトップとした組織内において、並びに市事務局に対して個別に書面又はデータにより報告するとともに対応を検討し、連絡をした区民の周辺での配布状況を須磨区事務局が自ら調査をする対応へとつなげていくべきであった。これらの一連の動きについては、内部統制体制が十分に整備されていれば対応が可能である。

また、現在の総務部長を事務局長、区長を参与としている区の選挙事務体制は、責任体制が曖昧であり不適切である。区長が事務局長となり、トップマネジメントで統制する体制に改めるべきである。

なお、責任者Eからの10月28日から31日における再配布の報告、及び11月1・2日における配布済みとの報告の内容の真偽は不明である。

6 監査要求書「(2) 行政内部の事務執行に関する事項 ② 複数件の未配布の連絡を受けた際の対応（調査の未実施等）の適否」

行政内部の事務執行に関する事項について、須磨区事務局及び市事務局において複数件の未配布の連絡を受けた際にどのように対応していたのか、以下のとおり検証する。

(1) 複数件の未配布の連絡を受けた際の対応

5 (1)及び(2)において記載のとおり

(2) 市事務局における区事務局への指揮監督のあり方

ア 市事務局は、区事務局に対して、これまで複数の未配布の連絡を受けた際に、どのように対応するよう指揮監督しているのか。

選挙公報の未配布については、選挙期間中、市民からの問合せが市事務局に入ることもあり、その都度、該当区事務局へ連絡し、市民に対し再配布をするよう伝えている。同じ地域からの問合せが複数ある際には、地域的に未配布となっていないか確認するよう助言も行っている。

イ 過去の選挙事務におけるアクシデントを踏まえて、マニュアル等をその都度修正し、区事務局に周知しているか。

市事務局においては、管理執行上問題となる事項等のアクシデントが発生した場合には、①投票日当日用の「投票事務従事員の手引」、②選挙事務マニュアル「選挙実務の手引書」等、各種マニュアルの修正を行った上で、区事務局に周知し、再発防止に努めている。

なお、アクシデント対応だけでなく、平素より随時マニュアル等の見直しを行い、区事務局に通知している。

(監査意見)

市事務局は上記ア及びイのとおり再発防止に関する指揮監督をしていると説明をしているが、平成29年市長選及び衆院選等におけるシルバー人材センターによる未配布の事故に続き、知事選並びに市長選及び衆院選等においても選挙公報の未配布という事故が起こった。内部統制が機能していたとは言い難い。

市事務局から区事務局に対し、選挙期間中の選挙公報配布に関する履行状況報告を求めるとともに、問題があり必要がある場合は実効性のある指導を行うべきである。

これらの対応は市事務局が区事務局を統括して市全体の内部統制体制と位置付け、その中に各区長が区事務局の内部統制体制を個々に構築し、市全体として一体的に運用する中で行うべきである。

また、履行確認については、事業者からの一方的な履行報告だけでは十分ではないため、地域の町丁別の抽出調査、並びに市職員等を活用した選挙公報未配布に関する情報の取得など、第三者からの履行確認を行うようなしくみを検討の上、確立するべきである。

第4 再発防止策

再発防止策について、以下のとおり意見を述べる。

1 選挙公報の配布

(1) 地域による配布を基本とし、配布が困難な地域については事業者が配布すること

選挙は民主主義の原点であることから、市及び区委員会が、投票率向上などの選挙啓発とともに選挙公報の配布を地域に依頼してきたこれまでの方式は、市民・事業者・行政が協働でまちづくりを進めてきた本市においては有効であったと考えられる。

一方、地域コミュニティにおいては、高齢化による担い手の減少、人間関係の希薄化、若年層を中心とした意識の変化などの問題を抱えており、地域によってその程度も様々である。

神戸のまちの持続可能性を高め、将来世代へと引き継いでいくためには、地域活動の担い手を育成するとともに世代交代をしつつ、時代に適合した自律的なコミュニティへと発展させなければならない。同時に、若者から高齢者まで多様な人材が地域で活躍する機会を創出することが望ましく、これらの課題について市民と行政が認識を共有し、解決へ向けて取り組むことは極めて重要である。

そのため、区事務局は、各区における上記の問題や課題を再確認の上、地域活動により配布することを基本とし、配布が困難な地域については事業者が補完するよう、地域の実情に応じて調整をするべきである。

その際、地域の前向きな意向に無理がないか丁寧に確認し、配布する市民一人当たりの負担を軽減するなど柔軟に対応するべきであり、結果的に地域に負荷がかかり不適切であると判断される場合は、地域との合意の上で事業者に任せるべきである。

いずれにせよ、市民・事業者にかかわらず、配布主体が選挙公報の重要性について十分に認識して配布するよう、区事務局が周知徹底することが肝要である。

須磨区事務局においては、この度の公選法に違反する事態の重要性と重大性、及び再発防止策について、区民と地域活動の担い手に対して真摯に説明して信頼関係の再構築に努めるとともに、可能な範囲での協力を要請するべきである。

(2) 事業者の選定と履行までの協議

ア リスクマネジメントの観点から、複数の事業者を組み合わせる体制をつくること

知事選や市長選では、他の自治体と競合しないため事業者の選定が比較的容易かもしれないが、国政選挙の場合には、事業者の選定において他の自治体と競合するため、抜本的な対策が必要である。

一方、神戸市内の須磨区を除く8区においては、いずれも地域、ポスティング事業者、新聞折込、郵便局（郵送またはタウンメール）など、複数の配布者を組み合わせる体制を構築しており、大規模な未配布の事故は発生していない。この結果からも、区内全域を1者で配布することはリスクが高いことが分かるところであり、リスクマネジメントの観点から、複数の事業者を組み合わせる体制をつくることが必須である。

まず須磨区事務局は、令和3年7月の知事選において、事務負担の軽減のために区内全域を1者で配布することについて問題点の検証や課題の検討をせずに決めたことを反省するべきであ

る。その上で、配布が可能な事業者、又は配布が可能と考えられる事業者を広範囲で徹底的に調査する必要がある。調査の対象は、郵便局（郵便またはタウンメール）、ポスティング事業者、宅配事業者、新聞店舗等が考えられるが、異業種を組み合わせるシミュレーションを行うべきである。

このように慎重かつ徹底した調査及び検討を行った上で、複数の事業者による配布体制を構築されたい。

イ 予算の観点のみから郵送・タウンメール（配達地域指定郵便物）・タウンプラス（郵便局が行うポスティング）を排除すべきではないこと

郵送・タウンメール（配達地域指定郵便物）・タウンプラス（郵便局が行うポスティング）は最も確実な配布方法と考えられる。今回の選挙において利用した区もあり、費用が比較的高額となることをもって、この方法を排除すべきではない。

市民の選挙権と被選挙権を保障するため、全世帯に選挙公報を配布することの重要性の確認のもと取り組む必要がある。そのため、必要な予算を確保すべきであり、予算上の制約のみを理由に選択肢を狭めることには問題がある。

ウ 配布実績がない事業者を育成する環境を整え、配布実績がある事業者と競争・協働させるとともに、配布の精度を向上させるため、事業者との間で綿密な協議などを行うこと

以上の過程において持つべき重要な視点は、配布実績がない事業者であっても、全世帯配布が可能かどうか慎重に見極める組織力を市及び区事務局が持つことである。

須磨区事務局は、事故を起こした事業者を選定する前から終始この視点が欠落しており、仕様書や契約約款で定めた内容の履行確認も行っていなかったことから、事業者の意欲と口頭報告を信じるなど過信して任せ放しで、区事務局の体制の不備はあるものの、無策に近かったと言わざるを得ない。この点が事業者の虚偽報告を見抜けなかった大きな原因であると考えられる。

まず、事業者選定前の段階において区事務局は、

- ① 選挙公報配布に係るマニュアルを整備した上で、これに基づき事業者が業務内容を十分に把握できる仕様書を作成し、募集を行うこと
- ② 配布実績がない事業者も見積り合わせや入札の対象となる手続きを採ること
- ③ 見積り合わせ等を行う事業者に対して、業務の重要性和仕様書の内容に関する十分な説明を行うこと

などについて徹底して取り組むべきである。

次に、事業者選定後において区事務局は、

- ④ 事業者の業務の重要性和仕様書の内容に関する理解度の確認を行うこと
- ⑤ 配布計画（配布員の人数と確保の見通、地域別の配置計画、スケジュール管理、責任体制等）の内容を厳正に確認すること
- ⑥ 事業者による仕様書の内容の履行状況を具体化した内容を厳正に確認するとともに、配布の精度を徹底して向上させる綿密な協議を行うこと

- ⑦ 事業者から配布員（人材派遣を含む）に対して業務の重要性と配布計画に関する教育を十分に行っているか、証拠の提出を求めて確認すること
- ⑧ 下請負人がいる場合は、事業者が下請負人に対して⑤、⑥の内容を求め、実行させているか確認すること、さらには下請負人に関する責任体制があるか十分確認することなどについて徹底して取り組むべきである。

市事務局は、各区における上記の取組状況について報告を受け、その内容について検証を行い、不十分な点について速やかに改善するよう指導をするべきである。

これらの内容について総合的に取り組むことにより、その過程の中で全世帯配布可能な事業者を育てる環境が整えられる。その結果、いずれの事業者が選定されても緊張感を持って業務を行う好循環の競争関係が生まれるのではないか。

市及び区事務局は、選挙前、期間中及び選挙終了後の多忙な状況を踏まえ、二度と選挙公報の未配布を起こさせない体制構築の実現のため、区長のマネジメントにより区内部での応援体制を確立したうえで、なお不足する人員や予算等について行財政局と協議して確保しなければならない。（「2(2) 選挙事務体制の強化」参考）

(3) 区事務局が自らの責任で配布の履行確認を行うこと

前回の選挙での須磨区事務局による委託事業者への配布の履行確認は、業務責任者からおおよそその配布地域及び配布割合の報告を聞くことにより行っていた。履行確認を行っていないに等しく虚偽報告を見抜ける訳がない。未配布に関するリスク管理の視点も欠けていたと言わざるを得ない。

今後は、選挙公報配布の重要性に鑑み、未配布との区民からの通報の有無にかかわらず、全世帯に配布された蓋然性が高いと認識できるレベル（カバー率）を目指し、町丁別に無作為抽出した世帯に対して調査するなど、区事務局が自らの責任で履行確認を行うべきである。その上で、未配布の事実及び未配布が疑われる事実を把握した場合は、速やかに組織内で情報を共有するとともに、当該世帯及びその周辺の世帯への再配布、並びに履行確認を行うべきである。以上の取り組みを行うことを仕様書に明記して予告するなど、事業者が不正をすることができないしくみを作るべきである。

従事する職員については「2(2)選挙事務体制の強化」で述べる。

2 その他

(1) 市及び区委員会が一体となった内部統制体制を構築し運用すること

自治令第174条の47第1項において、「指定都市の選挙管理委員会は、区の選挙管理委員会を指揮監督する。」と規定されている。市委員会はこの規定を再認識し、各区を含めた選挙管理委員会の内部統制体制を構築するべきである。

特に事務執行体制については、市事務局が区事務局を統括して市全体の内部統制体制と位置づけ、その中に各区長が区事務局の内部統制体制を個々に構築し、市全体として一体的に運用するべきである（統制環境の整備）。

すなわち、

「例えば、選挙公報が未配布であると市民から通報があった（不備やリスクの認識）場合、

- ① 区事務局は、情報を組織内で速やかに伝達（情報と伝達）の上、
 - ② 対応を検討し速やかに再配布を行う（不備やリスクの評価と対応）。
 - ③ 市及び区事務局は、選挙期間中及び選挙後に全般を通じて他の不備やリスクがなかったか調査（モニタリング）し、
 - ④ 次の選挙から履行確認体制を強化するなど、方針の見直しや組織体制の再整備（統制環境の整備）、並びに手続きやマニュアルの見直し（統制活動・ITへの対応）を行う。」
- といったPDCAサイクルを構築・運用することである。

内部統制：以下の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内の全ての者によって遂行されるプロセスであり、以下の6つの基本的要素で構成される。神戸市では、令和2年度から全市レベルと各局室区単位の業務レベルで内部統制体制を整備し、運用を始めている。

一般的な内部統制の4つの目的	選挙事務における内部統制の目的
業務の有効性及び効率性の向上	選挙事務の有効性及び効率性の向上
財務報告の信頼性の確保	選挙執行における信頼性の確保
事業活動に関わる法令等の遵守	選挙に関する法令等の遵守
資産の保全	市民の選挙権及び被選挙権の保障

内部統制の6つの基本的要素		
統制環境	リスクの評価と対応	統制活動
組織の気風を決定し、組織内の全ての者の統制に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基盤となる。基本的要素の中で最も重要である。 (基本方針の策定・組織体制の整備等)	リスクを識別、分析・評価の上、適切に対応する。	組織の上位者の命令・指示が適切に実行されることを確保するために定める方針・手続を策定・運用する。可視化するとともに、リスクを洗い出し責任所在を明確化する。
情報と伝達	モニタリング	ITへの対応
必要な情報が識別、把握・処理され、組織内外・関係者に正しく伝えることを確保する。	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価し、見直す。	業務において組織内外のITに対し適切に対応する。



「マネジメントの強化」「事務の適正性確保」「透明性の確保」等

内部統制体制においては、選挙ごとにモニタリング及び統制環境の整備、並びに統制活動を行い、可視化された手続やマニュアル等を整備・改善していくP D C Aサイクルを回す「しくみ」をつくり、運用していくことが重要である。

区の選挙事務体制は、総務部長を事務局長、区長を参与としているが、責任体制が曖昧であり内部統制体制には不適切である。区長が事務局長となりトップマネジメントで統制する体制に改めるべきである。

(2) 選挙前の一定期間、選挙事務に従事する人員体制を強化すること

区事務局において事業者との綿密な協議や仕様書の履行確認・指導を行うとともに、配布状況の履行確認体制を確保するのであれば、選挙前の一定期間において、人員を増加せざるを得ない。また、選挙当日の投票所運営等への各局からの応援についても、現在の募集方式では人員が集まらないことから、対策が必要である。

まずは、選挙事務を、区職員が直接行うべき業務と応援職員が行うべき業務、人材派遣等で対応可能な業務に仕分けすることが重要である。

このうち、応援職員が行うべき業務については、その重要性に鑑み、まずは区長が区内部での応援体制を確立し、その職員に従事させるべきである。その上で、なお不足する人員があれば、行財政局が各局に対して職員による協力を要請し、各局が選定した職員に対して兼務又は併任発令を行い、選挙当日を含む選挙前の一定期間において職務として従事させることが考えられる。また、本市退職者に対して協力を要請し、再任用して従事させることも検討してはどうか。在職時から協力要請と意識づけを行い、風土づくりを行うことが重要であると考えられる。

また、人材派遣等で対応可能な業務については、市事務局と連携し、予算要求を行うべきである。

ただし、これらの人員体制の強化については、市及び区事務局において、内部統制体制を整備してマネジメントを強化させ、増加した人員を短期間でコントロールできるようにすることが前提である。

(3) 全ての市職員の選挙事務に対する意識改革に取り組むこと

この度の事故の再発を防止するため、市委員会及び市事務局、並びに区委員会及び区事務局が内部統制体制を構築するとともに、意識改革に取り組む必要があることについては前述のとおりである。

しかし、市及び区事務局において再発防止策を講じることができたとしても、上記人事発令により選挙事務に従事する職員が高い意識を持たなければ、実効性を伴わない。さらに、人事異動に伴い年々新陳代謝が進むことにより、再発防止の認識は風化しかねない。

一方、区役所内部での応援体制が不十分であるとの理由で、各局の職員が投票所運営等への応援に消極的であるなど、選挙事務の応募者は不足している。

そのため、全ての市職員が「選挙は民主主義の原点であり極めて重要であること」を改めて認識し、人事配置や応援にかかわらず、選挙事務は積極的かつ厳正に従事するべきものであると意識改革を行うことが不可欠である。全ての市職員を対象として選挙に関する職員研修を継続的に行ってはどうか。市内在住の市職員による、選挙公報の未配布に関するモニタリングを行い、履行確認と併用することも可能になると考えられる。

震災時や感染症対策時等に限らず、選挙の執行においても全ての市職員が連携・協力して対応することができるのではないかと。

(4) 再発防止策の実行計画を立て、検証し、実行していくこと

須磨区委員会及び須磨区事務局、並びに市委員会及び市事務局は、前述の各再発防止策を実践するべく、いつまでに何をを行うという明確かつ具体的なスケジュールリングを行って再発防止策の実行計画を作り、共同してその進行状況をチェックしていくことが必要である（PDCAのPD C）。その際、スケジュール通りに実践できなかった、あるいは内容的に必要十分な改善が図れなかったことがあれば、スケジュールの見直しも含めて、随時、再発防止策の実行計画の修正を行い（PDCAのA）、二度と今回の様な選挙公報の大規模な未配布の事故が発生しないようにしなければならない。

(5) 国への要望 — 公職選挙法第170条（選挙公報の配布）を改正すること —

新聞報道等によると、類似の選挙公報未配布の事故は各自治体において散見される。

地球環境保護や業務効率化の観点からデジタル化やペーパーレスが急速に進む社会情勢の中で、公職選挙法第170条（選挙公報の配布）の規定は選挙公報を紙で配布することを前提としており、年々、現実の社会とのギャップが開いてきているように感じる。

選挙公報のデジタル化は、国民や事業者の労力と税負担の軽減に繋がることから、多数の国民はこの大きな方向性に賛同するのではないかと。

デジタル化を補完する合理的な手法の検討など、直ちに完全なペーパーレスへと移行するには課題があるが、国は早期に段階的なデジタル化の検討に着手すべきである。

そのため、公職選挙法第170条の規定をデジタル化社会に適合するよう改正することについて、他の自治体と連携し、指定都市選挙管理委員会連合会などを通じて、国に対して強く要望されたい。

(むすび)

今回の事故に至るまで、須磨区事務局は、令和3年7月の知事選において事務負担を軽減するために、リスクを顧みずに選挙公報を配布する事業者を1者に絞る判断をした。また、事業者決定後、協議や確認などによる指導・監督を十分に行わなかった。これらの根底には、選挙直前の人員体制が厳しいという被害者意識があり、やむを得ないという諦めとともに、事務を簡素化したという気持ちがあったと思われる。

以上の過程において、選挙権・被選挙権を保障する選挙公報を全世帯に配布するという重要な目標を見失い、慎重な検討や準備、事業者との徹底した協議や確認が不可欠であるという、使命感や思考、行動を軽視してしまったのではないかと。

須磨区事務局は全世帯配布を何としてもやり遂げるために、区内部での応援体制を確立するとともに、市事務局と連携し、人員体制の強化や公報配布に係る予算の確保に徹底して取り組むべきであった。

この一連の問題は、選挙に従事した職員個人の責任ではない。須磨区事務局の組織としてのガバナンスが欠如していたこと、並びに地方自治法施行令第174条の47第1項の規定による市委員会

から各区への指揮監督が十分でなかったことに起因したものと考えられる。

再発防止における重要なポイントは、リスクマネジメントの体制を整備し構築することである。各種選挙の執行にあたっては、選挙に従事する職員に対して何を改善すべきか認識させ、そのためにいつまでに何をすべきかを明確にすることが重要である。このようなロードマップを作成するとともに、公平公正な選挙を執行するための個々の目標と併せて「見える化」して職員に浸透させるなど、創意工夫を行うべきである。

今回の事故の検証と再発防止策の検討を、市及び須磨区事務局だけで終わらせてはいけない。各区においても、選挙の度に忙殺されている最前線の職員の状況をしっかりと監督し、問題を解決するため毅然として対策を講じるとともに、目標を大きく掲げて多忙時にも見失わないようマネジメントをしていく組織風土へと変えていかなければならない。そのためには、各区を含めた全市の選挙管理委員会における内部統制体制の構築が急務である。

監査報告書別紙

(須磨区における選挙公報の未配布に係る監査)

別紙目次

- 別紙 1 監査要求書
- 別紙 2 事故報告書（知事選）
- 別紙 3 事故報告書（市長選及び衆院選等）
- 別紙 4 関係法令
- 別紙 5 他区他都市配布単価比較
- 別紙 6 配布計画書（知事選）
- 別紙 7 配布計画書（市長選及び衆院選等）



神行行第651号
令和3年12月20日

神戸市監査委員 細川 明子 様
神戸市監査委員 藤原 武光 様
神戸市監査委員 山本 嘉彦 様
神戸市監査委員 山口 由美 様

神戸市長 久元 喜造



須磨区における選挙公報の未配布に係る監査について（要求）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第6項の規定により、次のとおり監査を要求します。

1 監査を求める事項

神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会により管理執行された、須磨区における兵庫県知事選挙（令和3年7月18日執行）並びに神戸市長選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査（令和3年10月31日執行）についての選挙公報の配布業務に係る、次の各号に掲げる事項

(1) 委託に関する事項

- ① 事業者選定手続き及び契約額の適否
- ② 仕様書に基づく配布計画の確認方法の適否
- ③ 配布業務の履行中及び完了時の報告方法及び内容の適否

(2) 行政内部の事務執行に関する事項

- ① 各選挙管理委員会事務局内における、上司への報告等、情報共有の方法及び内容の適否
- ② 複数件の未配布の連絡を受けた際の対応（調査の未実施等）の適否

2 監査を必要とする理由

上記各選挙において、須磨区内で極めて多数の選挙公報の未配布があったことについて、公職選挙法第170条の規定に反する事態の重要性及び重大性並びに神戸市選挙管理委員会及び須磨区選挙管理委員会の独立性に鑑み、公正な第三者としての監査委員による原因の検証が必要かつ妥当であると判断するため、本監査を要求するものである。

3 監査の方法その他

監査にあたっては、専門的な見地での監査を行うことにより、事実の解明と原因の究明をするとともに、今後の再発防止のために必要な措置についての検討をお願いしたい。



事故報告書

令和3年12月24日

神戸市須磨区役所 須磨区長 片山 昌俊 様
神戸市須磨区役所 総務部長 林 秀和 様
神戸市須磨区役所 総務部担当課長 岩本 祥裕 様
神戸市須磨区役所 総務部総務課調査係長 山田 圭介 様

ジャパンレントオール株式会社

〒651-2122

神戸市西区玉津町高津橋467番1号

代表取締役社長 加護 洋一

代筆 取締役部長 金森 創志



この度は、兵庫県知事選挙における神戸市須磨区内選挙公報配布業務におきまして相当数の未配布が発生してしまい誠に申し訳ございませんでした。弊社で原因を調査致しましたところ、従事していた各配布チームの1チーム毎にそれぞれ未配布が発生しておりましたが、一部の班を除き、大半は配布完了という報告がありました。

但し、結果的に未配布の部数は、概算10,000部が、弊社の倉庫に残った状態となりました。延べ3日間(7月8日、9日、12日)での配布作業は、すべて順調に完了したという報告を社員Bから受けたことにより、弊社に余る在庫は結果的に予備という認識でした。この余り部数は、弊社担当責任者(社員B)から選挙管理委員会への報告として、「10,000部(残数量)」を、「2,500部」と虚偽の報告をしておりました。この報告をした結果、弊社に余る在庫部数を廃棄し、正確な余り部数を把握できない状態になってしまいました。

令和3年11月19日、神戸市長選挙の配布問題時に認識し、同年11月23日に弊社の不備があったと判明致しました。

弊社の倉庫に大量の残数が積まれている状況を、弊社社員それぞれが確認しており、その都度担当に確認しておりましたが、担当本人からの、配布完了後の予備だと言う言葉と、未配布のクレーム自体が無かったため、特段の問題意識もなく全体の作業を終えておりました。

本来であれば防げたミスでございますが、虚偽の報告まで行って混乱を招きこのような事態にまで発展させてしまいました。

今回の原因といたしまして、

- ・そもそもの配布計画や事前準備に不備があった（配布エリア分け等）
- ・積み込み時の部数確認、配布終了時の残部数確認を怠った（全日程・全班）
- ・弊社社員 B の担当エリアの大部分は未配布のまま終えていた。
- ・配布計画の書類（地図）から漏れていた地区があった（計 1.746 世帯）
- ・当初行う予定であった事前研修も行えていなかった
- ・当該業務にあたっては、すべての運用・執行管理を社員 B 任せにした対応とした弊社の業務受託体制に問題があった。

また、この度配布員のご協力を賜った人材派遣会社は 1 社となります。

弊社としては、全国の支社支店独自に地域に根付いた人材派遣会社とこのような契約にてご協力して頂いており、契約している人材派遣会社は 10 社程度存在します。

今後はこのような事が無いよう、社内体制を見直すとともに、社員管理及び現場管理を徹底して行い、細心の注意を払う所存でございます。何卒ご容赦の程お願い申し上げます。

未配布である地区の状況と部数は社内にて徹底した調査を行いました。これ以上の調査が困難である事、併せて未配布世帯への個別のお詫びも困難であると判断致しました。

この度はご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

- 1、業務名：令和3年7月18日執行 兵庫県知事選挙における神戸市須磨区内
総選挙公報配布業務
- 2、配布対象地域：神戸市須磨区内各世帯
- 3、配布日程：令和3年7月8日～9日、12日 計3日間（実働結果）
- 4、配布予定枚数：79493世帯

（配布方法・配布担当各エリア・チーム編成）

■配布1日目（令和3年7月8日）作業時間9：00～18：00

1班（リーダー派遣A・他5名） エリア配布予定総数4.100

一ノ谷町1丁目～4丁目 高倉町1丁目・2丁目 潮見台町1丁目～5丁目
関守町1丁目～3丁目 千守町1丁目・2丁目 須磨浦通2丁目～3丁目

2班（リーダー派遣B・他5名） エリア配布予定総数4.300

須磨浦通4丁目～6丁目 須磨寺町1丁目～4丁目 須磨本町1丁目～2丁目
天神町1丁目～5丁目 桜木町1丁目～3丁目 離宮西町1丁目～2丁目
離宮前町1丁目～2丁目 月見山本町2丁目

3班（リーダー派遣C・他5名） エリア配布予定総数3.600

磯馴町1丁目～6丁目 北町1丁目～3丁目 月見山町1丁目～3丁目
南町1丁目～3丁目 月見山本町1丁目 稲葉町1丁目～7丁目
衣掛町2丁目～5丁目 若宮町1丁目・3丁目

4班（リーダー派遣D・他5名） エリア配布予定総数5.200

古川町1丁目・3丁目～4丁目 小寺町1丁目～4丁目 外浜町2丁目～4丁目
大田町1丁目～8丁目 戒町1丁目～6丁目 大黒町1丁目～5丁目
平田町1丁目～5丁目 飛松町1丁目～5丁目

5班（リーダー派遣E・他5名）エリア配布予定枚数 4,500

中島町 2丁目～3丁目 戸政町 1丁目～4丁目 東町 1丁目～4丁目
大手町 1丁目～9丁目 権現町 1丁目～3丁目 堀池町 1丁目～2丁目
若木町 1丁目～4丁目

6班（リーダー派遣F・他5名）エリア配布予定総数 2,200

高尾台 1丁目～3丁目 水野町 東須磨字火ノ谷 上細沢町 奥山畑町
板宿町 1丁目～3丁目 前池町 1丁目～6丁目 菊池町 1丁目～2丁目
宝田町 1丁目・3丁目 養老町 1丁目～3丁目

7班（リーダー派遣G・他5名）エリア配布予定総数 3,600

高倉台 1丁目～8丁目

8班（リーダー派遣G・他5名）エリア配布予定総数 1,700

多井畑 多井畑南町 多井畑東町

9班（JRA社員B・他4名）エリア配布予定枚数 6,400

松風町 3丁目～7丁目 村雨町 3丁目～6丁目 常盤町 1丁目～4丁目
千歳町 1丁目～4丁目 大池町 1丁目～5丁目 寺田町 1丁目～3丁目
行平町 1丁目～3丁目 青葉町 1丁目～2丁目・4丁目 鷹取町 2丁目～4丁目
行幸町 1丁目～4丁目

※松風町・村雨町・行平町の地域が未配布のまま終了

10班（JRA社員A・他3名）エリア配布予定枚数 1,900

神撫町 1丁目～5丁目 永楽町 1丁目～3丁目 明神町 1丁目～5丁目
川上町 1丁目～3丁目 禅昌寺町 1丁目・2丁目 妙法寺

稼働全10班 動員数 合計57名（リーダー含む）

1日目配布予定枚数 37,500枚

上記の内ほぼ全てのエリアで配布が完了したと報告があった。

但し、各班全てにおいて持ち出した部数を把握しておらず、最終積み残っていた残数も数えていない状況だった。

完了報告を行った理由としては、手渡された地図を各リーダーが回収した時点で、予定エリア全てに時間（配布した時間）の記入があった為となる。

■配布2日目（令和3年7月9日）作業時間9：00～18：00

1班（リーダー派遣A・他5名） エリア配布予定総数 4.400

友が丘1丁目～9丁目 菅の台3丁目～7丁目

2班（リーダー派遣B・他5名） エリア配布予定総数 3.800

菅の台1丁目～2丁目 竜が台1丁目～7丁目

3班（リーダー派遣C・他5名） エリア配布予定総数 5.800

南落合1丁目～4丁目 中落合1丁目・4丁目 東落合1丁目～3丁目

4班（リーダー派遣D・他5名） エリア配布予定総数 4.900

中落合2丁目～3丁目 西落合3丁目～7丁目 北落合4丁目
神の谷1丁目～5丁目・7丁目

5班（リーダー派遣E・他5名） エリア配布予定枚数 3.000

北落合2丁目～3丁目・5丁目～6丁目

6班（リーダー派遣F・他5名） エリア配布予定総数 4.600

白川台1丁目～7丁目

7班（リーダー派遣G・他5名） エリア配布予定総数 3.100

東白川台1丁目～5丁目 若草町1丁目～3丁目 緑ヶ丘1丁目～2丁目

8班（リーダー派遣G・他5名） エリア配布予定総数 4.500

桜の社1丁目～2丁目 横尾1丁目～3丁目・5丁目～9丁目

9班（JRA社員C・他5名） エリア配布予定枚数 6.200

清水台 グランヴィア名谷 道正台 むめり石等の大規模マンション

10班（JRA社員B・他5名） エリア配布予定枚数 4.100

白川 車 妙法寺（弥栄台1丁目・4丁目含）

※全地域に未配布のまま終了

稼働全 10 班 動員数 合計 60 名 (リーダー含む)

2 日目当日配布予定枚数 44,400 枚

2 日目終了時点で、白川・車・妙法寺の一部 / ※松風町・村雨町・行平町の地域が未配布のまま終了。上記の地域を 12 日に配布する事で解散。

■配布 3 日目 (令和 3 年 7 月 12 日) 作業時間 9:00~15:00

1 班 (リーダー派遣 A・他 5 名)

松風町 3 丁目~7 丁目→車

2 班 (リーダー派遣 B・他 5 名)

村雨町 3 丁目~6 丁目→車

3 班 (リーダー派遣 C・他 5 名)

行平町 1 丁目~3 丁目→車

4 班 (JRA 社員 A・他 4 名)

白川→車

5 班 (JRA 社員 B・他 4 名)

妙法寺→車

稼働全 5 班 動員数 合計 28 名 (リーダー含む)

1 班~4 班は、各自エリアの未配布である地域へ配布 (午前中) 後、妙法寺及び車地区にて配布が遅れている連絡を受け、5 班のエリアである車地域へ移動し補助配布開始。

この時点で、5 班以外の各班は各持ち場エリアへの配布は完了したと認識していた。

但し、配布完了の確認としては、各班のリーダーへ渡した地図に記載されている、配布完了時間の確認しか行っていない為、整合性が全くない状態で作業を終えていた事になる。

5 班のリーダーである社員 B は、体調不良を理由に配布には参加せず、結果的にこの 5 班の未配布が大幅な割合を占めた事になる。

配布予定日 (延べ 3 日) 全てにおいて、各エリア車両に持ち出した部数を把握しておらず、積み残っていた残数も数えていない状況だった。

この状況が 1 日目以降~最終日まで続いていた事になる。

15:00 の時点で、全てのエリアへの配布を完了したとし、作業終了。

5 班の車両には相当数の未配布が積み残ったままとなっていたが、社員 B の配り終わったという報告を受け全班終了していた。

* 配布予定総数 81,900 世帯への配布を、打算的に配布を開始しており、作業終了時のあいまいな配布完了確認のみで終了し、山田係長様への事後報告（残数報告）も最終的に虚偽報告で終了する形となった。（弊社に残る残数を 2,500 部と虚偽報告）

社員 B が担当するエリア（2 日目・4,100 世帯）へはほぼ未配布であった。

配布予定エリアの地図を渡し忘れていた（1,746 世帯）。

■ 配布計画書類から漏れていた地区

大手字稲荷尾	58
神の谷 6 丁目	301
横尾 4 丁目	144
北落合 1 丁目	761
西落合 1 丁目	443
西落合 2 丁目	39

計 1,746

完了済のエリアでも未配布の可能性があった。

日々の進捗の確認はしていたが、本人の、完了したという言葉信じていた。

10,000 部余りの残数と、未配布合計数との差異は、配布時の破れ等による損失及び紛失、また、社員 B による破棄（シュレッダー）によるものであった。

経緯（時系列）

令和 3 年 7 月 5 日 公報到着

7 月 8 日 配布開始

7 月 9 日 配布 2 日目

7 月 12 日 配布終了

8 月 6 日 報告書提出（残数虚偽報告）

11 月 23 日 10,000 部余りの未配布が判明

11 月 24 日 須磨区役所へ報告

以上

令和3年12月24日

事故報告書

神戸市須磨区役所 須磨区長 片山 昌俊 様
神戸市須磨区役所 総務部長 林 秀和 様
神戸市須磨区役所 総務部担当課長 岩本 祥裕 様
神戸市須磨区役所 総務部総務課調査係長 山田 圭介 様

ジャパンレントオール株式会社

〒651-2122

神戸市西区玉津町高津橋 467-1

代表取締役社長 加護 洋

代筆 取締役部長 金森 創志



この度は、神戸市長選挙・衆議院議員総選挙における神戸市須磨区内選挙公報配布業務におきまして相当数の未配布が発生してしまい誠に申し訳ございませんでした。

弊社で原因を調査致しましたところ、従事していた各配布チームの1チーム毎に毎日それぞれ未配布が発生しておりました。未配布の部数が結果的に18,199部に上りご返却いたしました、1,000部余りの残数を加えると19,398部の在庫が弊社の倉庫に残った状態となりました。

配布前日の令和3年10月24日夕方に最終の配布物(比例代表・国民審査)の入庫があり、そこから折り込み作業が出来ないまま翌日からの配布を開始し、結果的に同年同月28日の時点で上記の残数を残したまま配布作業を終えました。

その時点で弊社の担当から、全ての世帯への配布作業が完了した旨とし、岩本課長様へ虚偽の報告を致しました。

更にその後、令和3年11月9日に岩本課長様からの呼び出しを受け、配布方法の説明及び配布の時間帯等をご説明するべく須磨区役所へ参りました際、配布作業であるリーダーへ「配布の完了」を説明するように虚偽報告の強要を迫りました。

令和3年11月19日に再度呼び出しを受け、改めてこの事態が社内的に発覚し、確認致しました。

弊社の倉庫に大量の残数が積まれている状況を、弊社社員それぞれが確認しており、その都度担当に確認しておりましたが、担当本人からの、配布完了後の予備だと言う言葉と、前回知事選挙終了時の配布物の残数を確認していた為、その先の懸念を促す事無く終えておりました。

本来であれば防げたミスでございますが、虚偽の報告まで行って混乱を招きこのような事態にまで発展させてしまいました。

今回の原因といたしまして、

- ・そもそもの配布計画や事前準備に不備があった（配布エリア分け等）
- ・配布物の折り込みをせずに配布した（各班の車内から持ち出す際に折り込み）
- ・積み込み時の部数確認、配布終了時の残部数確認を怠った（全日程・全班）
- ・弊社社員 B の担当エリアの大部分は未配布のまま終えていた。
- ・行程の全日において、当日配布予定枚数に達していない旨を預かっていたにも関わらず、社員 B の判断により延長して配布する事を取りやめた。社員 B から「終了したことにする」との説明を各リーダーに行った。
- ・配布計画の書類（地図）から漏れていた地区があった（計 1,746 世帯）
- ・当初行う予定であった事前研修も行えていなかった
- ・当該業務にあたっては、すべての運用・執行管理を社員 B 任せにした対応とした弊社の業務受託体制に問題があった。

また、先日の記者会見の中で、「配布員が 2 倍であれば完了できた」と言いましたが、これには根拠はなく、質疑応答にて咄嗟にお答えしてしまいました。

上記についても混乱を招き申し訳ございませんでした。

また、この度配布員のご協力を賜った人材派遣会社は 2 社となります。

弊社としては、全国の支社支店独自に地域に根付いた人材派遣会社とこのような契約にてご協力して頂いており、契約している人材派遣会社は 10 社程度存在します。

今後はこのような事が無いよう、社内体制を見直すとともに、社員管理及び現場管理を徹底して行い、細心の注意を払う所存でございます。何卒ご容赦の程お願い申し上げます。

未配布である地区の状況と部数は社内にて徹底した調査を行いました。これ以上の調査が困難である事、併せて未配布世帯への個別のお詫びも困難であると判断致しました。

この度はご迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございませんでした。

- 1、業務名：令和3年10月31日執行 神戸市長選挙・衆議院議員総選挙における
神戸市須磨区内総選挙公報配布業務
- 2、配布対象地域：神戸市須磨区内各世帯
- 3、配布日程：令和3年10月25日～28日 計4日間（実働結果）
- 4、配布予定枚数：79841世帯

（配布方法・配布担当各エリア・チーム編成）

■配布1日目（令和3年10月25日）作業時間9：00～18：00

9：00に須磨水族館前に集合し、24日に納品された配布物（比例代表・国民審査）を各チームがジャパンレントオール車両から受け取り（その他の配布物は事前に積込済）、折り込みを行わず各チームの車両へ積込し決められたエリアへ向かい配布を開始。

* 配布証は全員に携行完了確認済

1班（リーダー派遣A・他5名） エリア配布予定総数 4,100（25.26日合計）

一ノ谷町1丁目～4丁目 高倉町1丁目・2丁目 潮見台町1丁目～5丁目
関守町1丁目～3丁目 千守町1丁目・2丁目 須磨浦通2丁目～3丁目

* 上記全てのマンション・一部のエリアで未配布あり

2班（リーダー派遣B・他5名） エリア配布予定総数 4,300（25.26日合計）

須磨寺町3丁目～4丁目 天神町3丁目～5丁目 桜木町1丁目・2丁目
離宮西町1丁目・離宮前町1丁目 月見山本町2丁目

* 上記全ての世帯へ配布完了

3班（リーダー派遣C・他5名） エリア配布予定総数 3,600（25.26日合計）

磯馴町1丁目～4丁目 月見山町1丁目～3丁目 北町3丁目
南町1丁目～3丁目 稲葉町1丁目～5丁目 衣掛町2丁目～4丁目 若宮町1丁目

* 一部のエリアで未配布あり

4班（リーダー派遣D・他5名） エリア配布予定総数 4,500（25.26日合計）

若木町1丁目・3丁目・4丁目 大手町2丁目～5丁目

* 上記全ての世帯へ配布完了

5班（リーダー派遣E・他5名） エリア配布予定枚数 3,600（25.26日合計）

高倉台1丁目～8丁目

* 上記全ての世帯へ配布完了

6班（リーダー派遣F・他5名） エリア配布予定総数 2,200（25.26日合計）

上細沢町 東須磨字火ノ谷 奥山畑町 板宿町1丁目～3丁目 前池町1丁目～6丁目
菊池町1丁目・2丁目 宝田町1丁目～3丁目 養老町1丁目～3丁目

* 上記全ての世帯へ配布完了

7班（リーダー派遣G・他5名）エリア配布予定総数 5.200（25.26日合計）

古川町1丁目・3丁目～4丁目 小寺町1丁目～4丁目 外浜町2丁目～4丁目

大田町1丁目～8丁目 戎町1丁目～6丁目 大黒町1丁目～5丁目

*一部のエリアで未配布あり

8班（JRA社員A・他4名）エリア配布予定総数 1.900（25.26日合計）

神撫町1丁目～5丁目 永楽町1丁目～3丁目 明神町1丁目～5丁目

川上町1丁目～3丁目 禅昌寺町1丁目・2丁目 妙法寺

*一部のエリア（妙法寺）で未配布あり

9班（JRA社員B・他2名）エリア配布予定枚数 6.400（25.26日合計）

松風町3丁目～7丁目 村雨町3丁目～6丁目 常盤町1丁目～4丁目

千歳町1丁目～4丁目 大池町1丁目～5丁目 寺田町1丁目～3丁目

行平町1丁目～3丁目 青葉町1丁目～4丁目 鷹取町1丁目～5丁目

行幸町1丁目～4丁目

*ほぼ全域で未配布

稼働全9班 動員数 合計 50名（リーダー含む）

一部の班を除くエリアにおいて、未配達ありの為2日目に上記のエリアの未配箇所を回る事とし、前日に配布が完了している班は2日目に予定されていたエリアの配布を開始。

■配布2日目（令和3年10月26日）作業時間9：00～18：00

9：00にジャパンレントオール神戸支店へ集合し、折り込みをせずに追い積み、

前日の未配箇所の配布に出発

1班（リーダー派遣A・他5名） エリア配布予定総数 4.100（前日配布分との合計）

一ノ谷町1丁目～4丁目 高倉町1丁目・2丁目 潮見台町1丁目～5丁目

関守町1丁目～3丁目 千守町1丁目・2丁目

*上記全てのマンションへ配布完了

2班（リーダー派遣B・他5名）エリア配布予定総数 4.300（前日配布分との合計）

須磨寺町1丁目～2丁目 須磨浦通4丁目～6丁目 天神町1丁目・2丁目

須磨本町1丁目・2丁目 桜木町3丁目 離宮西町2丁目・離宮前町2丁目

*上記すべての世帯へ配布完了

3班（リーダー派遣C・他5名）エリア配布予定総数 3.600（前日配布分との合計）

磯馴町5丁目・6丁目 月見山本町1丁目 北町1丁目・2丁目

南町3丁目 稲葉町5丁目～7丁目 衣掛町5丁目 若宮町3丁目

*上記全ての世帯へ配布完了

4班（リーダー派遣D・他5名）エリア配布予定総数 4.500（前日配布分との合計）

若木町 2丁目 大手町 1丁目・6丁目～9丁目 東町 1丁目～4丁目
戸政町 1丁目～4丁目 中島町 1丁目～3丁目 堀池町 1丁目・2丁目
権現町 1丁目～3丁目

*上記全ての世帯へ配布完了

5班（リーダー派遣E・他5名）エリア配布予定枚数 3.800

横尾 1丁目～3丁目・5丁目～9丁目

*一部のエリアで未配布あり

6班（リーダー派遣F・他5名）エリア配布予定総数 2.200（前日配布分との合計）

高尾台 1丁目～3丁目 水野町

*上記全てのエリアへ配布完了

7班（リーダー派遣G・他5名）エリア配布予定総数 5.200（前日配布分との合計）

古川町 1丁目～4丁目 小寺町 1丁目～4丁目 外浜町 1丁目～4丁目
大田町 1丁目～8丁目 戎町 1丁目～6丁目 大黒町 1丁目～5丁目
平田町 1丁目～5丁目 飛松町 1丁目～5丁目

*上記全てのエリアへ配布完了

8班（JRA社員C・他4名）エリア配布予定総数 1.900（前日配布分との合計）

妙法寺の残り 9班の未配布エリアヘルプ

*一部のエリアで未配布あり（妙法寺）

9班（JRA社員B・他2名）エリア配布予定枚数 6.400（前日配布分との合計）

松風町 3丁目～7丁目 村雨町 3丁目～6丁目 常盤町 1丁目～4丁目
千歳町 1丁目～4丁目 大池町 1丁目～5丁目 寺田町 1丁目～3丁目
行平町 1丁目～3丁目 青葉町 1丁目～4丁目 鷹取町 1丁目～5丁目
行幸町 1丁目～4丁目

*上記全てのエリアへ配布完了

稼働全9班 動員数 合計 50名（リーダー含む）

*25.26日の配布作業にて、上記までに合計数 39.600世帯への配布がほぼ完了したとしている。

但し配布完了の確認としては、各班のリーダーへ渡した地図に記載されている、配布完了時間の確認しか行っていない為、整合性が全くない状態で作業を終えていた事になる。

更に、そもそも持ち出した部数を把握しておらず、各エリア計9班の車輛に積み残っていた残数も数えていない状況だった。

この状況が3日目以降～最終日まで続いていた事になる。

■配布3口目（令和3年10月27日）作業時間9:00~18:00

1班（リーダー派遣A・他5名） エリア配布予定総数4,900（27,28日合計）

神の谷1丁目・2丁目

*一部のエリアへ未配布あり

2班（リーダー派遣B・他5名） エリア配布予定総数3,000

北落合2丁目・3丁目・5丁目・6丁目

*上記全てのエリアへ配布完了

3班（リーダー派遣C・他5名） エリア配布予定総数5,000

東白川台1丁目~5丁目 若草町1丁目~3丁目 緑が丘1丁目・2丁目

白川台5丁目~7丁目

*上記全てのエリアへ配布完了

4班（リーダー派遣D・他4名） エリア配布予定総数700

25,26日横尾の未配布分 桜の社1丁目・2丁目

白川台6丁目・7丁目*3班のヘルプ

*上記全てのエリアへ配布完了

5班（リーダー派遣G・他4名）

25,26日の未配布分 潮見台町2丁目・4丁目 須磨浦通2丁目・3丁目

*上記全てのエリアへ配布完了

6班（JRA社員A・他3名） エリア配布予定総数4,100（27,28日合計）

25,26日の未配布分 妙法寺

*一部のエリアで未配布あり（妙法寺）

7班（JRA社員B・他2名） エリア配布予定総数6,200

清水台 グランヴィア名谷 道正台 ぬめり石等の大規模マンション

*ほぼ全てのエリアで未配布

稼働全7班 動員数 合計35名（リーダー含む）

7班の範疇においてほぼ全域で未配布が発生

理由として、ぬめり石という地域のマンション群から配布を行う（その他2名）中、リーダーの社員Bが清水台・道正台・名谷の地図を忘れていた。

かつリーダーである社員Bは車中で待機しており、折り込み作業を行う等の作業をし、この日の作業時間の大半を配布せず終えている。

■配布4日目（令和3年10月28日）作業時間9:00~18:00*最終日

1班（リーダー派遣A・他5名） エリア配布予定総数 4,900（27.28日合計）

中落合2丁目~3丁目 西落合3丁目~7丁目 神の谷1丁目・2丁目*前日未配布分
神の谷3丁目~5丁目・7丁目 北落合4丁目

*一部のエリアで未配布あり

2班（リーダー派遣B・他3名） エリア配布予定総数 6,500

白川台1丁目~4丁目 竜が台1丁目~7丁目 菅の台1丁目~2丁目

*一部のエリアで未配布あり

3班（リーダー派遣C・他5名） エリア配布予定総数 6,100

友が丘1丁目~9丁目 菅の台3丁目~7丁目 多井畑 多井畑南町 多井畑東町

*友が丘1丁目~3丁目、4丁目~6丁目・9丁目 菅の台6丁目・7丁目は一部のみ配布

4班（リーダー派遣D・他5名） エリア配布予定総数 5,800

南落合1丁目~4丁目 東落合1丁目~3丁目 中落合1丁目~4丁目

*一部のエリアで未配布あり

5班（JRA社員B・他3名） エリア配布予定総数 4,100（27.28日合計）

白川 車 妙法寺の未配布分

*白川・妙法寺のエリア内に未配布

4日目5班の他3名のみ人材派遣会社（イ社）、その他は全て人材派遣会社（ア社）の人員。

稼働全5班 動員数 合計26名（リーダー含む）

5班について、前日27日に地図を忘れ配布を行え無かった清水台・道正台・名谷の大規模マンションへの配布そのものを失念し、同じ理由で地図の持出、確認等も失念しており、該当の大規模マンションへの配布を行えず、そのまま最終日を終えた。

*27.28日の配布作業にて、上記までに合計数42,300世帯への配布がほぼ完了したとしている。

*配布予定総数81,900世帯への配布を、打算的に配布を開始しており、作業終了時のあいまいな配布完了確認のみで終了し、岩本課長様への事後報告も最終的に虚偽報告で終了する形となった。（弊社に残る残数を3,500部と虚偽報告）

未配布のエリアは、各班にて手持ちの地図上で認識しているのみとなり、最終日に至っては多くの未配エリアが残っていたにも関わらず、リーダーである社員Bから、「終了した事にする」との言葉があった為、全班未配布分を補う事無く終了。現在に至る。

また、最終的に残った未配分の部数は、完了したと虚偽の報告をした為岩本課長様始め、正確な数字をお伝えすることなく配布完了した。

社員Bが担当するエリアの少なくとも12,600世帯へはほぼ未配布であった。

配布予定エリアの地図を渡し忘れていた（1,746世帯）。⑦

■配布計画書類から漏れていた地区（知事選挙と同様）

大手字稲荷尾	58
神の谷6丁目	301
横尾4丁目	144
北落合1丁目	761
西落合1丁目	443
西落合2丁目	39

計 1,746

4日目1班から3班において、未配布を放置。

完了済のエリアでも未配布の可能性があった。

3部の各部数の残数差異（比例代表 19,398 小選挙区 15,510 市長選挙 14,361）は、配布時の破れ等による損失及び紛失、また、社員Bによる破棄（シュレッダー）によるものであった。

経緯（時系列）

令和3年10月24日 最終の公報到着

10月25日 配布開始

10月28日 配布完了（虚偽報告）

10月29日 社員B本人が把握している未配箇所を本人のみで配布

10月30日 未配対応*未配布先からの連絡を受け対応（2名）

10月31日 未配対応*未配布先からの連絡を受け対応（2名）

11月1日 配布が完了したかどうかの質疑応答

11月2日 配布方法の質疑応答・未配地域が多いとの連絡

11月9日 須磨区役所へ訪問・配布方法・作業時間・各班の行動の説明

同席していた人材派遣リーダーに対し、配布は完了しているとの虚偽報告を強要し、その上で訪問

11月12日 須磨区役所へ訪問。報告書及び上記の地図の一部を提出

11月13日 同上

11月14日 同上

11月19日 15:00頃、岩本課長様より社員Bへ連絡があり、弊社の代表を連れて訪問してほしいとの依頼

本人から終日不在であり訪問等の確認が出来ないと返答。

依頼していた人材派遣会社の内、連絡が取れない3人（虚偽）への文書送付を依頼される（文書はこの依頼後本人が作成）

その文書を、架空の3人へ通達する依頼を人材派遣リーダーへ打診した結果、人材派遣リーダーがこれを拒否し、人材派遣会社の神戸支店長より金森へ連絡を頂く（20時頃）

- 11月20日 ジャパンレントオール神戸本社にて、
代表取締役 加護洋一始め、金森、社員D、社員Bと緊急会議
事の顛末を知る
- 11月22日 金森より岩本課長様へ連絡、その日の16:30に訪問し、現状把握
している範疇で報告
片山須磨区長様 林総務部長様 岩本課長様 山田係長様
- 11月23日 社内にて報告の虚偽が判明、社内倉庫に残る残部数が判明
- 11月24日 朝9:00過ぎに選挙管理委員会へ残部数を報告
13:00より金森が須磨区役所へ訪問し、残部数の報告、
虚偽報告の事実確認の報告
片山須磨区長様 林総務部長様 岩本課長様 山田係長様
にご同席頂き、今後の流れと弊社に提出義務のある、
顛末書、未配布地域の地図等の作成依頼があった
- 11月25日 13:00に上記提出書類を持参し報告
- 12月21日 須磨区役所へ経緯を報告

以上

関係法令

【地方自治法】（抜粋）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 （略）

2 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

3～9 （略）

【地方自治法施行令】（抜粋）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第五（第百六十七条の二関係）（昭五七政二四〇・追加、平一二政五五・旧別表第三繰下）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	二百五十万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	百三十万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	百六十万円
	市町村	八十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	八十万円
	市町村	四十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
五 物件の貸付け		三十万円
六 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円

【神戸市契約規則】（抜粋）

第25条の2 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。

契約の種類	額
(1) 工事又は製造の請負	250 万円
(2) 財産の買入れ	160 万円
(3) 物件の借入れ	80 万円
(4) 財産の売払い	50 万円
(5) 物件の貸付け	30 万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100 万円

（委託契約は、第6号に該当）

【委託事務の執行の適正化に関する要綱】（抜粋）

（定義）

第2条 この要綱において、「委託」とは、本市がその事務事業の処理を受託者に委ねるもので、神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年3月訓令甲第7号）その他の訓令に規定する請負又は調達により処理できないもの（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定並びに同法第153条第1項の規定による委任及び当該委任をしなければ補助機関である職員が執行できない事務に係る委任を除く。）をいう。

（一般的基準）

第3条 事務事業を委託により執行するための一般的基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 法令に適合していること。
- (2) 公共性が損なわれないものであること。
- (3) 行政目的・業務目的の達成が期待できること。
- (4) 行政責任が確保できること。
- (5) 市民サービスの維持向上を図ることができること。
- (6) 経済性が期待できるものであること。

2 事務事業を委託により執行するかどうかは、前項各号に規定する基準に従って判断しなければならない。

（類型）

第4条 委託は、次の表の左欄に掲げる類型に分け、その内容は、同表の右欄のとおりとする。

類型	内容
第1類型	委任・準委任契約（法律行為・事務処理に対して契約代金を支払う業務）
第2類型	委任・準委任と請負の混合契約のほか、専門性の高い業務など本市が求める性能のみを示し相手方に業務を委任することで契約の目的が達成できる業務など第2条の定める「委託」に該当する業務

（類型別の留意点）

第5条 事務事業を委託により執行するに当たっては、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 第1類型にあつては、事務事業の目的及び方針を明確にし、受託者に伝えるとともに、できる限り受託者との共同体制をとり、職員に専門的知識及び技術の蓄積を図ること。また、適宜処理状況を確認すること。
- (2) 第2類型にあつては、事務事業の仕様をできるだけ明確にするとともに、適宜処理状況を確認し、処理の確実性を確保すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人情報保護その他の受託者の契約上の義務を履行させること。

（受託者の選定）

第8条 受託者の選定対象は、公正性の確保と処理の確実性の見地から資力、信用、技術、経験等の点で適格性を有するものとする。

2 受託者の選定に当たっては、他に当該事務事業を履行できる者の存否及びその者の資力、信用、技術、経験等について調査し、及び比較するなど、より競争性、客観性及び公平性の高い方法を採用するものとする。

3 随意契約は、次の各号にいずれかに該当する場合に限るものとする。

- (1) 事務事業の内容が専門的であるため代替が可能な委託先が存在しないときその他その性質又は目的が競争入札に適しないものであるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に掲げるとき。

4 見積り合せ、指名競争入札等の指名数は原則として下表によるものとする。

予定価格	指名数
10万円未満	1者以上
10万円以上100万円以下	2者以上
100万円超3,000万円未満	3者以上
3,000万円以上	5者以上

（審査委員会）

第11条 委託事務の適正な執行を図るため、局（局に相当する室を含む。）又は区にその長又はその長が指定する部長級以上の者（以下「局長等」という。）を長とする審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会は、予定価格、特命随意契約の場合は契約予定金額、変更契約の場合は変更後予定金

額が100万円を超える契約（第9条第1項第2号本文及び第3号の規定を遵守した一般競争入札及び公募型プロポーザルにより契約の相手方を決定する契約を除く。）を対象に、契約（変更契約を含む）の締結前に、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 事務事業を委託することが適切かどうか。
 - (2) 請負、調達その他委託以外の方法によらなくてもよいかどうか。
 - (3) 競争入札によることができないかその他委託先の選定が適切かどうか。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる場合であるかその他法令（条例、規則及び規程を含む。）及びこの要綱に適合するかどうか。
 - (5) 委託先の選定において第9条第1項第1号から第3号に規定する地元優先発注の原則の例外とすることが適切かどうか。
 - (6) 40日超の履行期限の延長を行うことが適切かどうか。又は、変更前の決裁区分が部長以上の契約について、2割を超える増額変更を行うことが適切かどうか。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。
- 3 審査委員会の組織、運営その他必要な事項は、各局長等が定める。

（約款の使用）

第12条 委託契約については、委託契約書を作成しなければならない。

2 委託契約書は、委託契約約款を付して作成しなければならない。ただし、特殊な分野に係るものであって約款と同様に受託者の義務の履行が確保されていることその他の特別の理由がある場合については、この限りでない。

（委託の管理及び報告）

第13条 主管課長は、事務事業を委託により執行する場合 あらかじめ受託者から事務事業の実施計画書を提出させるほか、実施過程においても中間報告書を徴するなど、委託の執行を管理しなければならない。

2 主管課長は、事業終了後速やかに、事業実績報告書の提出を求めなければならない。事業実績報告書は、事務事業の成果が具体的な記録や写真により確認できるものでなければならない。

（委託の検査及び履行確認）

第14条 主管課長は、事務事業終了後速やかに必要な検査を行わなければならない。

2 検査員の指定その他必要な事項は、神戸市契約規則（昭和39年3月神戸市規則第120号）第5章第2節又は第3節を準用する。

3 検査は、契約書、仕様書、明細書、事業実績報告書その他の関係書類等に基づいて、公正かつ的確に検査を行わなければならない。

4 検査は、当該事務事業の類型ごとにそれぞれ第5条に規定する留意点に注意して検査を行わなければならない。また、履行確認のため必要があると認めるときは、決算書等により支出内容を確認しなければならない。

5 主管課長は、検査員の報告に基づき、委託した事務事業が適正に履行されたかどうかを確認しなければならない。

【委託契約等に関する取扱いの変更について（通知）（平成25年12月26日付行財契第1342号）】

「その性質又は目的が競争入札に適しないもの（自治令第167条の2第1項第2号）」の代表事例
ア 著作権、特許権、実用新案権、又は意匠権、商標権等の排他的権利を行使する行為に係る契約であって、これらの権利を有する者と契約を締結しなければ契約の目的を達成できない場合。

イ 特定の設備、技術若しくは技術を有する者又は特定の販売業者と契約しなければ、契約の目的を達成できない場合。

ウ 企画提案方式（企画コンペ方式）により選考された者と契約を締結する場合。契約の性質又は目的が競争入札に適しないものについて、企画提案方式（企画コンペ方式）を採用することができるが、採用する場合は総合評価競争入札に準じた透明性、客観性の確保に配慮する。

エ 法令等により報酬が定められている業務を委託するときや現に価格競争が成立していない場合。

オ 既存の情報処理システム等と密接不可分の関係にあり、同一の者以外の者に設計させた場合、既存のシステム等の使用に著しく支障が生じるおそれがある場合。

カ 既存の情報処理システム等を設計又は製作した者以外の者に施行させた場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となる等、密接不可分な関係にある改良・保守の契約をする場合。

キ 前業務に引き続き実施する一体の関係にある設計、試験及び調査業務に係る契約で、一体の関係にある業者でないと施行が不完全になる場合。

ク 共同調査、開発等を行う場合に共同して業務を行う相手方が契約した者と契約する場合。

ケ 契約行為を秘密にする必要がある場合。

コ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手方とする場合。
（複数の候補者から特定の団体等を選定した理由等を具体的に説明できること。）

サ 市の政策目的（福祉政策、商工業振興政策等）を達成するため公共的団体を契約の相手方とする場合。

シ 国又は他の地方公共団体と共同で運営するため、契約の相手方が特定される場合。

ス 新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合。
（複数の候補者から特定の事業者を選定した理由等を具体的に説明できること。）

セ 講演、研究、講座等、特別の能力を目的とする業務を委託する場合。（複数の候補者から特定の個人等を選定した理由等を具体的に説明できること。）

ソ 契約目的を達成するためには、業務対象者の利便性を考慮し一定の基準を設けて複数者と契約する（例えば複数の者をとりまとめている団体がある場合にはその団体と一括契約）必要があり、競争入札を実施することが適当でない場合。

タ 法令等により契約の相手が特定される場合。

チ 外国で契約を締結する場合。

【委託契約約款 (R3. 4. 1)】 (抜粋)

第2条 (再委託等の禁止) 乙は、委託業務を、自己の責任において完全に履行しなければならない。

2 乙は、甲の書面による事前の承諾なくして、委託業務を第三者へ委託 (請負その他これに類する行為を含む。) (以下「再委託」という。) してはならない。

3 甲は、次に掲げる再委託の承諾をすることはできない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第1項の規定により委託した歳入の徴収又は収納の事務の再委託

(2) 委託業務の全部又は大部分についての一括した再委託

4 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾なくして、この契約上の地位又はこの契約によって生ずる権利若しくは義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。ただし、本契約にもとづく権利については、あらかじめ、乙が、当該第三者に対して本項に定める譲渡制限特約の存在及び内容を書面により通知し、かつその書面の原本証明の写しを甲に交付した場合には、本項の違反を構成しない。

5 乙が、前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る仕事に必要な資金が不足することを疎明したときは、甲は、特段の理由がある場合を除き、乙の請負代金債権の譲渡について、前項本文の承諾をしなければならない。かかる場合において、乙は、請負代金債権の譲渡によって得た資金を、本契約の目的物に係る仕事以外に使用してはならない。

6 前項の場合において、乙は、甲の承諾後速やかに、請負代金債権の譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を甲に提出しなければならない。

第14条 (業務責任者) 乙は、委託業務の履行に関し、委託業務の履行に係る責任者 (以下「業務責任者」という。) を選任し、甲にその氏名、連絡先その他の必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに、甲に対し、変更した事項を書面により通知しなければならない。

3 乙は、業務責任者に、乙の従業員その他委託業務に従事する者 (以下単に「従業員」という。) の指揮監督を行わせるとともに、委託業務の履行の管理及び甲との連絡等に当たらせなければならない。

4 乙は、業務責任者が前項の業務を適正に行わないときその他甲が必要があると認めるときで甲が業務責任者の交代その他の措置を求めたときは、当該措置を履行しなければならない。

5 甲が乙に対して委託業務に関する連絡等を行うときは、業務責任者に対して行うものとする。ただし、やむを得ず急を要する場合はこの限りでない。

第15条 (作業場所及び作業者の届出) 乙は、別紙仕様書において委託業務の履行に係る作業場所が定められていない場合において甲の求めがあったときは、当該作業場所を甲に届け出なければならない。作業場所を変更するときも、同様とする。

2 乙は、従業員のうち、委託業務を履行するための作業者を乙の責任で人選 (従事させる作業人員数の決定を含む。) をして配置し、甲の求めがあったときは、その者の氏名を甲に届け出なければならない。

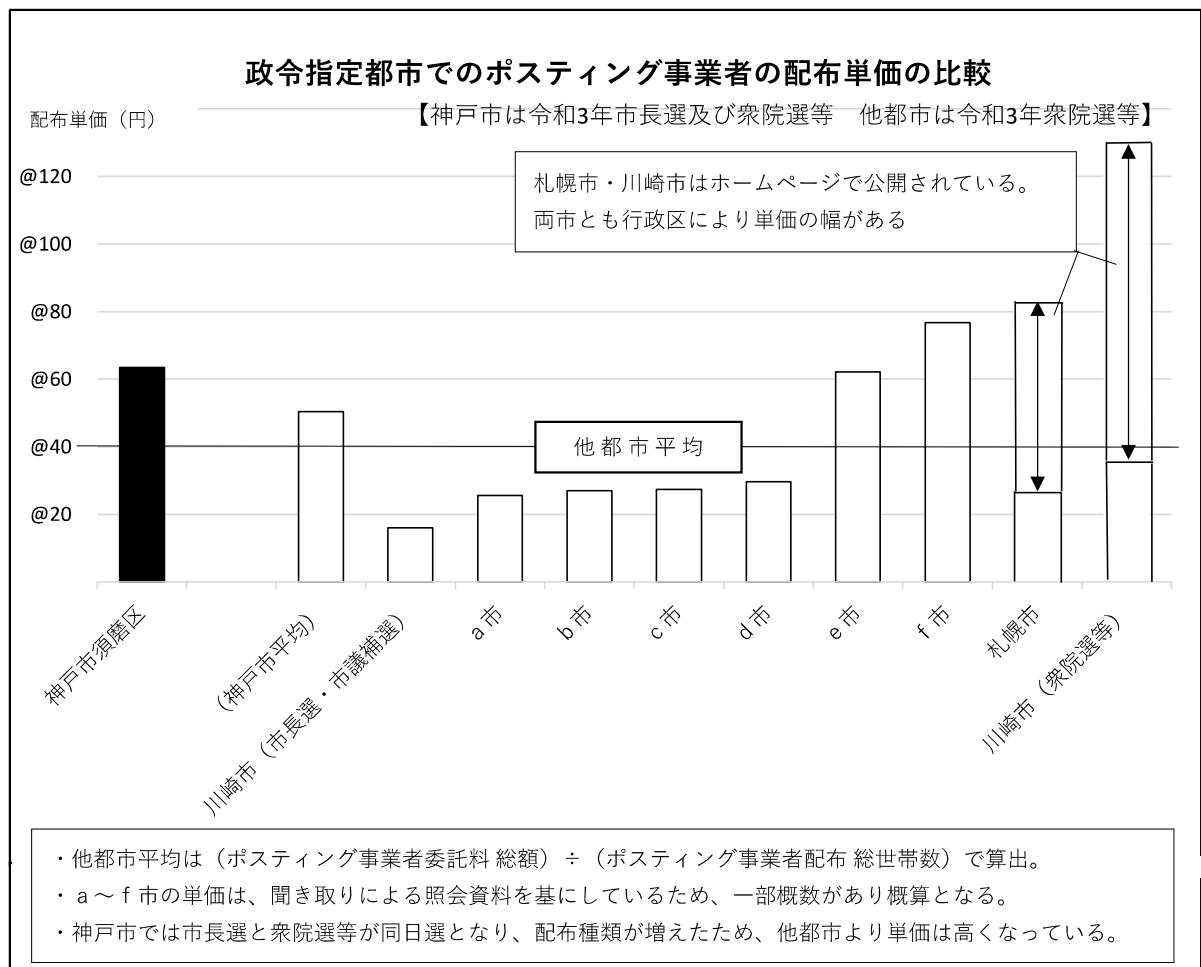
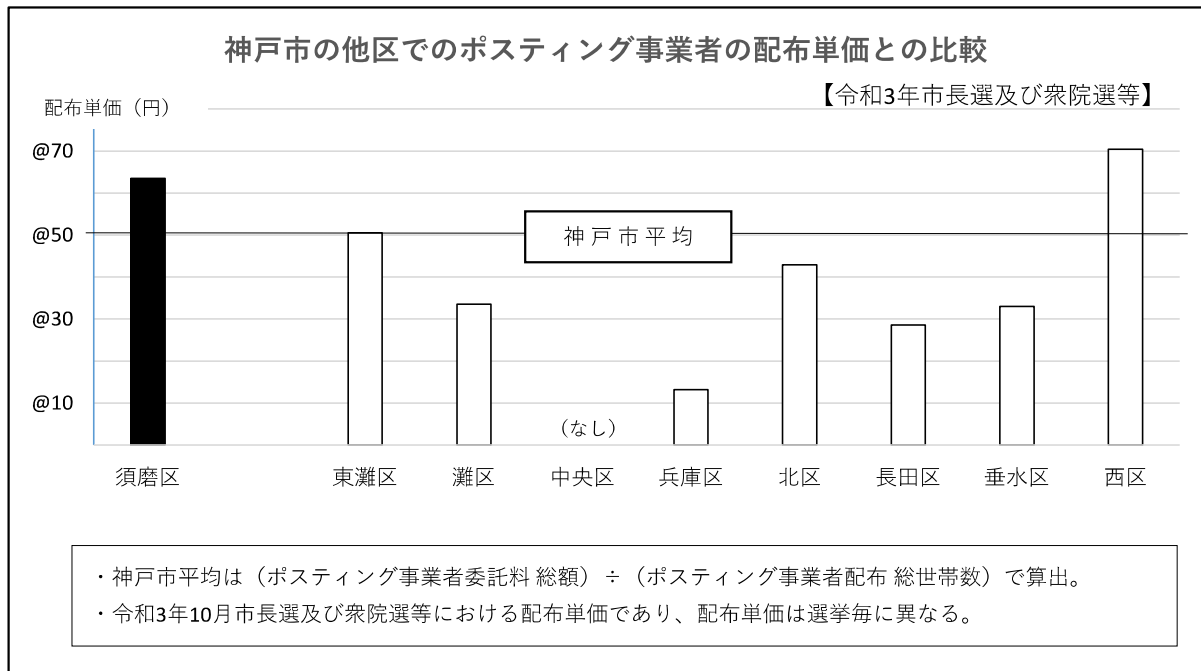
ならない。作業者を変更するときも、同様とする。

3 前2項の規定は、甲又は甲の職員が乙の従業員に対する指揮命令権を有することを認めるためのものとも、甲が乙の従業員に対する事業主としての責任を負うためのものとも解してはならない。

第24条（事故発生時の報告義務等）乙は、この契約の履行において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちにその旨を甲に報告し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、委託業務の履行において事故が発生したときは、事故の事実関係その他の事項の公表を行うことができる。

神戸市の他区や他都市でのポスティング事業者の配布単価との比較



須磨区選挙管理委員会（公報配布） 令和3年6月26日

予定

- ・ 7月5日 10:50 前後 公報神戸支店着（フォークリフト必要かも） 午後 2,500 部、選管へ搬入
- ・ 7月5日（月） 午後～7日 公報配布区域分け
- ・ 7月8日（木） 配布（9:00～18:00）
- ・ 7月9日（金） 8日同様
- ・ 7月10～11日（土、日） 未配布地域確認→配布計画
- ・ 7月12日（月） 未配布地域配布（9:00～18:00）
- ・ 7月16日～17日（金～土） 須磨選管待機 9:00～17:00（未配布宅へ配布の為 2名、車2台）
- ・ 7月18日（日） 須磨選管待機 9:00～20:00（未配布宅へ配布の為 2名、車2台）

須磨区選挙管理委員会（公報配布） 令和3年10月

予定

- ・ 10月19日（火） 公報弊社神戸支店到着
2,500部、須磨区選挙管理委員会へ搬入
- ・ 10月20日（水） 公報弊社神戸支店到着
2,500部、須磨区選挙管理委員会へ搬入
- ・ 10月24日（土） 16:00 公報弊社神戸支店着
2,500部、須磨区選挙管理委員会へ搬入
- ・ 10月25日（日） 9:00～18:00 公報配布
- ・ 10月26日（月） 9:00～18:00 公報配布
- ・ 10月27日（火） 9:00～18:00 公報配布
- ・ 10月28日（水） 未配布地域配布（予備日）
- ・ 10月30日（土） 須磨区選挙管理委員会にて待機（9:00～17:00）
(未配布宅への配布の為。2名、車2台)
- ・ 10月31日（日） 須磨区選挙管理委員会にて待機（9:00～17:00）
(未配布宅へ配布の為 2名、車2台)

ジャパンレントオール株式会社

神戸支店 担当: